平成29年第4回平群町議会 定例会会議録(第2号)

| 招 集 年 月 日 | 平成29年9月13日 | |
|----------------------|-------------------------|--|
| 招集の場所 | 平群町議会議場 | |
| 開会(開議) | 9月13日午前9時0分宣告(第2日) | |
| | 1番山本隆史 2番城内敏之 | |
| | 3番井戸太郎 4番森田 勝 | |
| 山 庇 詳 昌 | 5番稲月敏子 6番植田いずみ | |
| 出席議員 | 7番山口昌亮 8番山田仁樹 | |
| | 9番髙幣幸生 10番窪 和子 | |
| | 11番 下 中 一 郎 12番 馬 本 隆 夫 | |
| 欠 席 議 員 | なし | |
| | 町 長 岩 崎 万 勉 | |
| | 副 町 長 中島 伊三郎 | |
| | 教 育 長 岡 弘 明 | |
| | 会計管理者 橋本雅至 | |
| | 政策推進課長 大浦孝夫 | |
| | 総務防災課長 瓜 生 浩 章 | |
| | 教育委員会総務課長 松 村 嘉 容 | |
| | 税務課長山口繁雄 | |
| | 住民生活課長 中村九啓 | |
| | 健康保険課長 辰巳 育弘 | |
| 地方自治法第121条 | 福祉課長 今田良弘 | |
| 第1項の規定により 説明のため出席 | 観光産業課長 西岡勝三 | |
| した者の職氏名 | 都 市 建 設 課 長 | |
| | 上下水道課長島野千洋 | |
| | 政策推進課主幹 山 﨑 孔 史 | |
| | 政策推進課主幹 福 井 伸 幸 | |
| | 総務防災課主幹 川西貴通 | |
| | 総務防災課主幹 岡田康裕 | |
| | 総務防災課主幹 東川雅俊 | |
| | 住民生活課主幹 浅 井 利 育 | |
| | 健康保険課主幹 乾 充 喜 | |
| | 健康保険課主幹 北川貴史 | |
| | 健康保険課主幹 南 佳 子 | |

| | 福祉課主幹 | Ш | 端 | 康 | 嗣 |
|---------------------------------|---------------|-----|-----|-----|---|
| 地方自治法第121条 | 教育委員会総務課主幹 | 浦 | 井 | 久 | 嘉 |
| 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名 | 教育委員会総務課主幹 | 末 | 永 | 潤 | 子 |
| | 都市建設課主幹 | 竹 | 吉 | _ | 人 |
| | 上下水道課主幹 | ЛП | 口 | 博 | 司 |
| 本会議に職務の | 議会事務局長 | 上 | 田 | 昌 | 弘 |
| ため出席した者 | 主 幹 | 高 | 橋 | 恭 | 世 |
| の職氏名 | 主 | 大フ | 文字 | 睦 | 美 |
| 議事日程 | 議長は、議事日程を別紙のと | おり幸 | 報告し | した。 | |

平 成 2 9 年 第 4 回 (9 月) 平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

> 平成 2 9 年 9 月 1 3 日 (水) 午前 9 時開議

日程第1 一般質問

一般質問発言順序

| 発言順序 | 議席番号 | 氏 名 | 質 問 要 旨 | | |
|------|------|--------|---------------------------|--|--|
| 1 | 3番 | 井戸 太郎 | 1 平群のための平群によるクラウドファンディングを | | |
| | | | 2 国民健康保険税、様々な影響を考え、少しでも減税 | | |
| | | | を | | |
| | | | 3 なぜ平群町はしない?他市町村の政策 | | |
| 2 | 6番 | 植田 いずみ | 1 認知症患者の障害者手帳取得について | | |
| | | | 2 乳がん検診結果での「高濃度乳房」の通知の併用を | | |
| 3 | 2番 | 城内 敏之 | 国文祭を控え可及的提案 | | |
| | | | 1 椿井城に関すること | | |
| | | | 2 柿塚古墳の導入路の安全確保 | | |
| | | | 3 若井井戸見学用通路の整備 | | |
| 4 | 11番 | 下中 一郎 | 1 「平群こどもサミット」の開催について | | |
| | | | 2 学生を対象としたインターンシップ支援について | | |
| 5 | 12番 | 馬本 隆夫 | 1 適切な公文書管理へ | | |
| | | | 2 平群町災害時の避難対策計画について | | |
| | | | 3 町内の建設業者育成を | | |
| | | | 4 自己水を廃止し県水100%編入へ | | |
| | | | 5 公有財産の不動産管理について | | |
| | | | 6 公共交通空白地域解消へ | | |

○議長

皆さん、おはようございます。

町長より、観光産業課の寺口主幹が体調不良により本日とあすの本会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成29年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から5番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号3番、井戸君の質問を許可いたします。井戸 君。

○ 3 番

おはようございます。朝一番は初めてなので、ちょっとどきどきしておりますが、一生懸命頑張りたいと思います。では、本日は3点について、議長の許可をいただきましたので発言させていただきます。

大きく一つ目、平群のための平群によるクラウドファンディング。資金調達の方法として、今やクラウドファンディングが確立しています。クラウドファンディングとは不特定多数の人が、通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、「群衆(クラウド)」と「資金調達」の「ファンディング」を組み合わせた造語です。これはウィキペディアから引用しました。これを簡単に言いますと、こんなものやあんなサービスをつくりたい、世の中にある問題をこんなふうに解決したいとアイデアや企画を考えた人がインターネット上で世の中に呼びかけて、共感した人から広く資金を集めることです。

クラウドファンディングの場となる主な有名サイトは、世界ナンバーワン、 キックスターター、資金調達額3,100億円、インディゴーゴー、世界ナン バーツーですね、資金調達額1,100億円と、もう多く、だんだんふえてい るんでございますが、日本でもマクアケ、キャンプファイヤーなどたくさんあ ります。偶然にも本日9月13日は、世界ナンバーワンのキックスターターが 日本でスタートすることになりました。日本のアイデアや企画商品が世界に羽 ばたくと期待されています。また、後ほど例を挙げますが、3年ほど前から、 都道府県や市町村などの自治体が主体で資金調達するガバメントクラウドファ ンディングも出てきました。

さて、クラウドファンディングには大きく「寄附型」「投資型」「購入型」に 分かれます。金銭的リターン、見返りがない寄附型、金銭リターンが伴う投資 型、プロジェクトが提供する何らかの権利や物品を購入することで支援を行う 購入型があります。投資型はさまざまな法律が絡み合い複雑なので割愛しまし て、寄附型と購入型について、少しばかり例を挙げて説明したいと思います。

寄附型の例としては、砂漠に木を植えて緑を取り戻そう、ベトナムの農村部に小学校を建てよう、ゼロ戦を日本で復活させよう、NPO法人による自転車タクシーの観光促進、これは購入費用ですね。こういうような町おこしも含めて、道徳的なもののほか、地域活性化に関係するものも多いです。

購入型の例ですけれども、今現在市場に出ていないもので消費者が欲しいもの、近未来的なもの、奇抜なアイデアのものが多いです。例えば、風で水滴を飛ばす傘。見た目は棒なのですけれども、先っぽから空気が出て雨を吹き飛ばす。実用性に欠けて消費者からいい評価を得られず、販売中止になりました。15分しかバッテリーがもたなかったそうです。私もこれ、手に入れようとしましたが、なかなか難しく諦めました。ほかの例ですが、ミニパソコンですね。日本にもなかなかなかった。昔はあったんですけども、これですね。GPDWIN、5.5インチのパソコンです。5.5インチのパソコン、今やもう日本ではないんですけれども、中国の小さなベンチャー企業でこれをつくり、日本人から多く買われているそうです。この5.5インチのパソコン、ウィンドウズのパソコンなんですけども、これに成功して、今この企業は7インチのパソコンを製作して販売しております。そのほかにも空飛ぶ自動車や手づくりへリコプター、目を引くものはクラウドファンディングが多いです。

国内ですと、ニュースで話題になりました和歌山の小さな企業。日本国内クラウドファンディング市場、最高支援額達成。この会社は目標金額を300万円と設定して、数十台売るつもりであったのですが、実際1億2,800万円集まりました。ほかですと、大ヒットアニメ映画「この世界の片隅に」。NHKの朝ドラでブレイクした女優ののんが声優を担当したことで話題になりました。映画の場合は、映画観賞券を売ってから、その資金で制作する手順になります。ほかですと、世界で一番軽い自転車、世界で一番速い自転車、変わったデザインの自転車、こういうものが出ております。

購入者側の視点でいえば、例えば私が、自転車、少し興味ありましたが、軽い自転車が欲しいと思いましても、今この世の中、特に日本では軽くても10キロから15キロのものしか買うことができません。しかし、クラウドファンディングで探しますと6キロ、半分ぐらいの重さのものを買うことができます。このようにちょっと変わった、一般に受け入れるかどうかわからないものが基本的に出ていることが多いです。

ただ、クラウドファンディングにも問題点があります。それは、資金調達が成功したものの、うまく開発等ができずに計画が途中で頓挫することや、初めから計画を進める気がなく、資金調達後に行方をくらますという詐欺のようなものも存在します。この場合、どちらにせよ出資者は出資の恩恵をこうむることができません。

そこで、平群町の登場です。これからの平群町は財政難を理由に、あらゆる分野で資金調達も困難になると予想されます。国からの補助金や交付税は確実に減っていくでしょう。そこで、総額約150億円の借金返済、毎年約11億円の借金返済が重なります。行政サービスのカットだけでは限界が来ると思われます。そこで、ここにクラウドファンディングの寄附的要素を取り入れるわけです。平群町にお住まいの方の中には平群のために何かをしたいという方もおられます。少しだけだが寄附をしたいという声も聞きます。しかしながら、町へ寄附しても何に使われるのか、無駄な使い方をしないのかなど不信感もあり、寄附に至らないケースを耳にします。そこで、明確に寄附金の使い方を明記して、資金を募集するクラウドファンディングが有効と考えます。

具体的な例を挙げますと、「平群町の子どもたちに本を」と題して、こども園、小学校図書館の図書購入費を募集。「平群中学校に新しい楽器を」や「平群町じゅうに花を植えよう」と題して種や肥料代を募集する。平群盆踊りで花火を打ち上げよう。これは他もやっておりますが、平群に土曜塾を開校しよう。平群にベロタクシー、これは自転車タクシーのことですけども、を導入しよう。どれも大体成功しているものを見ますと、200万円から100万円のものが特にきっちりお金が集まっていると言えます。

簡単ですが、他の市町村の例を紹介したいと思います。あるサイト、これは 政府系ですね。市町村ののみを扱ったところのサイト、一つのサイトだけなん ですけど、ここだけでも現在受け付け数が30プロジェクトで、過去には15 3のプロジェクトがあります。どの程度お金が集まっているかというのを本当 少しだけ説明いたしますと、東京都の国分寺市、東京のへそであるということ で案内看板製作、「名所へ行きましょう」という看板代200万円。これを全て 達成しております。標高1,100メートルの群馬県長野原町というところで は、標高1,100メートルで花火大会を存続したいということで、毎年100万円クラスの募集をかけております。そのときによりますが、100万円達成した年もあれば34万円しか集まらなかったことがあります。

あとは、国立公園、大山町、鳥取県ですけれども、ここではトイレを改善しようということで、トイレ改善プロジェクト。達成金額は469万円になっております。長崎県佐世保市ではよさこい祭りを続けていこうということで、達成金額が583万円となっております。

先ほども出ましたけれども、庶民の教育、現代版ですね。岡山県和気町で現代版の庶民の教育、公営塾の復活をしたいと。達成金額93万円です。あとはですと、養老鉄道の存続。鉄道の存続を目指すということで、岐阜県池田町1,068万円。この近隣ですと、大阪府泉佐野市、関空の経由でアイススケート場をつくりたいということで、これがもう2,331万円。毎回募っておりますので、合計はさらに伸びております。

あとは、ゆるキャラのしわを取りたいということで、岡山県玉野市84万円です。ゆるキャラの保守費用です。あとは花火等ですね。そのようにさまざまなものがあります。あと、夕張高校ですね。夕張高校を存続したいということで、夕張市が700万円達成しております。このように多くの自治体がもう既に参入しております。

今までは、寄附型の説明だったのですけれども、次に、先ほどの購入型の活用についてですけれども、平群町内でのベンチャー企業の育成、起業の促進が今後の課題となります。なぜなら、企業誘致は難しく、実際、ほとんど成果が上がっておりません。平群町内に本社を持つ企業が出ていく話を耳にします。誘致する企業より出ていく企業のほうが多いかもしれません。ベンチャー企業の育成、その手助けとなるのが資金調達の場の提供だと考えます。ここでクラウドファンディングのプロダクト製品開発の要素が有効となってきます。平群町の企業であれば応援しようかなという地元応援意識から出資しやすいですし、また、平群町内ということで、少しばかりでありますが、安心感もあります。平群町が関与すればさらに信用度が増すでしょう。

最後に、簡潔にまとめますと、クラウドファンディング導入の目的は大きく 二つです。平群町自体が潤う寄附的要素とベンチャー企業の起業を促す資金調 達の場の提供です。まずは、実験的にクラウドファンディングを取り入れ、ノ ウハウを積み重ねながら資金を集め、最終的には独自のサイトを立ち上げ、そ こに移行すべきだと考えますがいかがでしょうか。

大きく二つ目であります。国民健康保険税、さまざまな影響を考え、少しで も減税を。平成28年度から平成29年度になり、2億5,000万円の増税 がことし実施され、7月からその支払いが始まりました。予想どおり、愕然とした住民の方々から不満の声が上がっています。私のもとにも多くの苦情が寄せられました。直接の電話やメール、SNSなどでの苦情が相次いでいます。このような大きな反響は議員生活で初めてです。そして、もちろん私自身もあまりにも大きな負担から政務活動を満足にできない状態に陥っており、痛みを痛感しております。

そこで、お聞きします。①これらの苦情についてどう考えていますか。窓口に行って、話をしても何かよくわからない説明を受けたという方もおられました。

小さく二つ目。ことしの増税に対する影響は。その中の小さく一つですけれども、平群町は税金が高くて住みにくいなどといった風評被害額について。ことしの3月議会に議員発議で半額の増税案を提案をさせていただきました。その際にも発言しました。奈良県断トツナンバーワンは深刻な風評被害に遭うということです。実際、生駒市や三郷町、王寺町の方に「平群町に住んでなくてよかった」と言われました。言い返す言葉もないですが、そこまで近隣に広がっていることに驚きました。風評被害額は深刻です。幾らと試算されていますか。

小さな二つ目。平群町内のマイナス経済効果について。この件も3月議会の議員発議の際に懸念材料として挙げました。2億5,000万円も町内から消え去れば、そのうち平群町内消費も確実に減少します。あれから半年たちました。試算額について、概算で結構ですので教えてください。

小さな三つ目。 3 , 0 0 0 万円の減税を。 3 月議会で1億2 , 5 0 0 万円の議員発議が誤った情報で否決されました。 6 月に私が 5 , 0 0 0 万円の減税を提案しました。しかしながら、町の答えはノーでした。その後の決算で正確な数字が確定しました。約 1 億 2 , 0 0 0 万円乖離しており、実質 8 , 0 0 0 万円を超える金額が増しになっております。最低限でございますが、 5 , 0 0 0 万円の減税がだめであるならば、せめて 3 , 0 0 0 万円の減税をすべきだと考えます。いかがでしょうか。

大きく三つ目です。なぜ平群町はしないのか、他市町村の政策。私が今までの一般質問や委員会でさまざまな提案をしてきました。他の市町村では既にこれらを実践しています。平群町ではこれらの政策を実施しておらず、その理由を知りたいところです。実施していないという事実に対してどのように分析しているのか。次の7項目についてお答え願いたい。

一つ目、防犯カメラの大体的な設置。防犯灯の大幅な設置。これは、八尾市、 交野市、大和郡山市、御所市などどんどんふえております。 大きく二つ目、RVパークについて。私の一般質問の半年以内に奈良市が近畿初ということで売り出し、もう設置、導入されました。平群町でつくるとしても予算は100万円以下で済むでしょう。広告効果を考えればつくっておけばという気持ちがあります。

小さな三つ目、小型モビリティーの導入について。私の一般質問後、導入は 生駒市がしました。既に明日香村は導入しております。生駒市は福祉分野で活 用しており、電気自動車も無償で借り受けております。明日香村は観光分野で 活用しております。

小さな四つ目。全自動運転バス。福岡市や長野県白馬村など多くの自治体が 実証実験を始めており、DeNAがロボットシャトルを導入して以来、ソフト バンクも別の会社から参入を始めています。ソフトバンクだけでも4市町村が 導入を決めております。2018年に一気に広がる予定でございます。

大きく五つ目、サテライトオフィスについて。三郷町、神山町など有名なところ、ございます。近隣ではJR三郷駅前、ベンチャー育成に取り組む姿勢でつくっております。政府も実施に一生懸命取り組んでございます。

小さく六つ目。公共無線LANの配備について。導入自治体、これはあまりにも多過ぎてちょっと説明できないんですけれども、北九州市など多くのところがもう既に手がけております。

小さく七つ目。町オリジナルのLINEスタンプ。ゆるキャラのスタンプで 三郷町が有名ですね。王寺町は商工会主体でやっておりますが、近隣でもこの ように取り組んでおります。

以上、7点です。

大きく三つでございます。真摯な回答をよろしくお願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、井戸議員の1点目の御質問にお答えをさせていただきます。クラウドファンディングの関連でございます。

クラウドファンディングにつきましては、そのPR効果や事業への参画意識の醸成などから、一定調査をしたことがございます。一般的には個人や企業などのプロジェクトについて、インターネットを通じて資金提供を呼びかけて、一定額が集まった時点でプロジェクトを実施するというふうな資金調達の手段でございます。これは議員お述べいただいたとおりでございます。また、自治体が主体となってやるものでございますが、寄附型のクラウドファンディングの場合でございますが、ふるさと納税から制度そのものが発生したものでござ

います。ふるさと納税と同様に税制上の優遇措置が受けられることから、返礼品などの特典を付加したものも自治体によってはあるということで認識をしておるところでございます。

それで、本町といたしましてはでございますが、平成28年度よりふるさと納税のコミュニティ型を創設をいたしました。これは各種団体の取り組みを応援するといったもの、また、寄附をされた方の意思を町政に反映できるよう、使途を特定するための選択肢を設けるなど、寄附型のクラウドファンディングに近い形でふるさと納税というのを推進しておるところでございます。

具体的な事例を申し上げましたら、現在、平群町で行っている活動でございますが、椿井城の保全活用事業、観光ボランティア事業、信貴山城の保全活用事業において、それぞれの事業の担い手である団体の皆様の事業支援のために篤志家の方より寄附をいただきまして、事業の財源として寄附金を充当しながら事業を実施し、成果を上げておられるところでございます。また、今後、平群町の一つ、大きな事業となりました時代祭りなどもふるさと納税のコミュニティ型として、今後、資金調達を行う予定でございます。本町といたしましては、現在、制度化をしておりますふるさと納税のコミュニティ型に力を集中したいと考えているところでございます。

また、寄附型のクラウドファンディングでございますが、これに関しましては、例えば、目標額に達成しなかった場合の収納金の取り扱いなど、町から業者のほうに委託することになります。先進地の自治体に伺いますと、それを受けてくださる業者にもよりますが、手数料は寄附額の15%程度であるというふうにお伺いしておるところでございます。同じような施策でもふるさと納税のコミュニティ型は寄附額の1%が手数料ということで、手数料につきましても一定の乖離があるのかなというふうに考えております。

このようなことから、本町といたしましては、引き続きましてふるさと納税のコミュニティ型制度を推進し、行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

井戸君。

○ 3 番

今、担当課の方を多く調べておいででありがたいとこなんですけど、ふるさと納税のコミュニティ型、確かに少しずつふえてきており、それは私としても納得というか、いい部分だと思うんです。ただ、今回あえてクラウドファンディング、確かにね、15%、10もあれば、無料のところもあります。ただ、

確かに手数料的には高い。全体的に、特に有名なところほど高い部分はあるんですけれども、先ほどおっしゃられました、その返金とかいいますと、ガバメントタイプでありますと、例えば200万円集まらなくても途中でもいただくという形を、少なくともこのサイトはそういう形をとっていますので、その辺については問題ないのかなと。ただし、手数料はかかるということです。

私がなぜこれを提案するかといいますと、やっぱり具体的に明確っていうのが、わかりやすいっていう点がありまして、どこからでも見やすいと。町内の方だけででもなくて、平群から出られた方からも見やすい。宣伝効果ですね。そういう部分もありますし、政治に参加するっていう、地元住民の方ですと、具体的にこれにお金を出すっていうことで、寄附する側がもう具体的に実感を持てる。これはコミュニティー事業に近いんですけども、そういう理由があるっていうのが、あえてふるさと納税がありながらこれを提案してるわけですけども、さらに、やっぱり技術の蓄積をしていかなくちゃいけないという部分があるので、そこへの投資なわけですよね。

クラウドファンディングも一切やってないのと、少しずつでもやっていって、コミュニティを否定するわけじゃないんですけども、同時に活用することで少しずつでもそういうノウハウを蓄積していって、最終的には、私も最初に申し上げたと思うんですけども、手数料が高いんですので、自分のところでクラウドファンディングのサイトを立ち上げると、こういう形でやるべきではないか。最終的にですけど。ただ、そのためにはやっぱりノウハウも必要ですし、もう既にそのシステム構築は、実はもう安く買うことができます。ですから、あとはノウハウだけだと考えています。

ですから、もう一度確認しますけれども、この件についても検討ですね。ふるさと納税のコミュニティのとは別にクラウドファンディングの導入ですね。 これについて前向きに検討していただけるのかをよろしくお願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

井戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

一定、我々もこの28年度からふるさと納税のコミュニティ型ということで導入する際、今、議員お述べいただいたような、御質問の御発言の中でありましたが、いわゆるガバメント型っていうふうな部分も当然、検討の視野には入れながら調査行ったところでございます。なぜ、ガバメント型よりこういうふうなコミュニティ型にしたかっていうふうな理由なんですけども、基本的にはやはり、ガバメント型っていうのは、それぞれの標榜した事業については、そ

この自治体の事業として取り組んでいくというふうなことが原則かなというふうに理解してます。そうなりましたら、確かに資金の調達というのは、こういうふうなクラウドファンディングを通じて、ふるさと納税を通じて調達はできるわけなんですけども、やはり、事業の主体というのが行政の事務になってくるというところでございます。反面、コミュニティ型につきましては、当然そこで事業申請をされた段階で、その担い手というのがもう明確にはっきりをしております。

平群町の場合、少し戻る話なんですけども、第5次総合計画なんかでも明確にしておりますが、これからのまちづくりっていうのは、それぞれ住民の方が主体となって、いろんな施策であったり、事業であったりということに取り組んでいただきたいというのが大原則でございます。そういった地域のマンパワーというのを活用する、そのためには一定の資金というのも当然活動のためには必要やというふうに理解しておりますので、その資金を調達する手段としまして、今回コミュニティ型というふうなことを選択をさせていただきました。

決しておっしゃっていただいたガバメント型っていうのを否定するわけではございませんが、平群町の通常のふるさと納税なんかでもいろいろ、そこまで使用使途というのが明確ではないかもわからないんですけど、例えば、教育、少子・高齢化に対する事業に対しての御寄附をいただく、また環境問題に対しての御寄附をいただくというのがございますので、そういう御寄附につきましては当然、行政が今抱えておる事業の財源として充てていくことになりますので、そういったことも、少しその部分につきましては、議員の御発言といいますか、思いの中で少しその辺、町としてもPR不足してるんじゃないかというふうな思い、ひょっとして持っておられるかわかりませんねけども、その辺も含めて事業のチャンネル、寄附のチャンネルとしては用意をしておりますので、そこで活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長

井戸君。

○ 3 番

今、聞いてますと、とにかく今はふるさと納税のコミュニティ型で勝負するということですけども、まあまあまあ、これについてもやはりね、ちょっともうずれてしまうんですけど、クラウドファンディングではないんですけど、これ並みにもっと明確化していただきたい。先ほど私が思いましたように、特にこういう平群中学校とか出てくるとかなりインパクトあります。ちょうど楽器も年間一つずつぐらいしかもう買えない。高いですから。そういう意味では本

もそうですよね。本もいろいろ決算のときでも話し合ってますけど、なかなか本の値段が定価でしか買えない状況になっております。そういう意味では資金調達という意味で本当にね、具体的に明確に、今、クラウドファンディング、すぐに取り入れないんであれば、そこに近づけるように努力していただきたいと思います。もう、それ、答弁結構です。

続いて、お願いします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、井戸議員2点目の国民健康保険税、さまざまな影響を考え、少しでも減税をについてお答えをいたします。

まず、1点目の苦情についてのどう考えているのかについてでございます。 例年、納税通知書を送付した場合、税額についての疑問点等について、来庁または電話でのお問い合わせが多数寄せられます。今回は特に増税となったため、特に多くの御意見や御質問、相談を受けました。多くの方々の御意見は「このような税額になるのはわかるが、大幅な増税は困る」「医療費は年々増加しているのにどうして減税を行ったのか」「この計算は間違っていないのか」というものでした。増税幅が大きくなったことについて陳謝し、相談者に対しては、国民健康保険の制度や課税の計算方法、税率改正に至った経過などを説明し、納得を得る努力をしております。

次に、2点目のことしの増税の影響はについての1点目の増税に伴う風評被害でございますが、その算出する技能を持ち合わせておりませんので、額の算出は申しわけございませんが、できません。2点目のマイナスの経済効果についても同様でございます。ただ、風評被害、マイナス経済効果等は算出はできませんが、風評被害と言われることのないように、被保険者の皆様にきちっと情報の発信をしていきたいと考えております。

3点目の3,000万円の減税をについてお答えいたします。28年度決算に基づく29年度の収支予測を、単年度において8,000万円程度の黒字が見込めると6月議会で御答弁をさせていただきました。この数字は、前期高齢者交付金、療養給付費交付金、前期高齢者支援金、介護納付金を当初予算から変更し、また、療給の国庫負担金、国・県財政調整交付金、償還金等の推計値を加味して算出したものでありまして、この段階では国保税にかかわる部分は算出しておりません。8,000万円程度の黒字の予測は、あくまでも見込みに過ぎず、27年度の医療費の大幅な上昇、逆に28年度の大幅な減少といったように、短期的に医療費の増減は予測しがたく、29年度の収支についても

大きく変わる可能性がございます。現在ある赤字や30年度の納付金のことを 念頭に置きながら、たび重なる減税が結果として大幅な増税を招いてしまった 経験から、同じ轍を踏まないよう、今後の財政運営に努力してまいりますので、 御理解賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

○議長

井戸君。

○ 3 番

ちょっと残念な答弁なんですけども、窓口でもわからない、とにかく、説明はしづらかったと思います。職員の方が上げたわけじゃないので。ただ、減税によるっていうだけっていうのはちょっとおかしいんですけどね。何かちょっと、町にとって都合の悪い情報は隠してるんではないのかなと。実際、他の市町村でも激変緩和のために一般会計から、基金から崩して入れているところも多くございますし、そもそもこの情報、2億5,000万がうそやったわけですから、そこは正直、ちょっと何かおかしい回答になってる気がします。

技能がないので、どっちも被害額が出ないということなんですけども、こういうのが出ないと、じゃあ、どうやって人口政策、今までも。例えばですけど、定住化促進交付金でも払ってますけど、こういうのでもプラスの材料が普通計算されて出てくるもんですよね。ほかのもんでもそうですけど。特に風評被害というのは人口政策にかかわってきますから、これ出せないっていうのはちょっとおかしいなと。それから、二つ目のマイナスの経済効果についてもちょっと出せないっていうのは、単純に消費の概算で結構なので出せると思うんですけどもね。これ、もう一度、ちょっとこの辺、きちっと出していただきたいので、概算で結構です。大まかな。それで結構ですので、やはり出していただきたい。

3,000万円のは将来どうすることがわからないということなんですけども、本来これを話するのはおかしいんですよね。誤った情報で3月議会、増税したわけですよね。国保運営協議会の委員も2億5,000万円も赤字になるならっていうことで、1人だけ理解を示すかどうかっていうところだったのに、その委員さんすらも今回の件で、こんなんじゃ増税するんじゃなかったっていう趣旨の発言されました。じゃあ、何だったのってなったら、誰一人賛成してないんですよね。それがいつの間にか、理論のすりかえといいますか、議論のすりかえといいますか、過去の減税がどうだのこうだのって違いますよね。その前に2億5,000万円じゃなかったのだから。これ、大きいですよ。議員が発議した情報が全部うそだったんですよ。それをうそで否決してるわけです。今現在にこの中で本当の増税がわかってるのは町長だけですよね。議員もわか

らなかったわけですから。これ、ちょっとおかしくないですか。

だから、そういうとこも含めてですね、やはり、普通ならば正しいデータが出た時点で、もう一度そこで考え直すべきというか、考え直すのが普通ですよね。それができないのが、増税しちゃったからラッキーみたいな感じで、後から、もう通っちゃったからと。何かちょっとおかしいんですよね。これ、信頼関係でデータは成り立ってるので。よく議員さんも私たちが悪かったっていう、いろんなね、私たちも責任あるていうような意見をよくおっしゃられてますけど、私からすれば、うその情報だったらもうどうしようもないんですよね。うそっていうか、間違った情報ですけども。ですから、減税のときもこれでオーケーだと行政側がおっしゃられたわけで、こちらもオーケーで出したわけで、それ以上の深い説明なり分析ってなってくると、こちら、もうたかだか1人や2人でできる話じゃないんですよね。だから、本当ちょっとそれはおかしい。いろんな部分でおかしいんですよね。

だから、もう一度確認しますけれども、まとめますと、先ほどの、きちんと被害額は技能があろうがなかろうか出していただきたいというのと、減税は無理であればきちんと、こういう間違っていたんだよということを住民の方に説明する。これ、隠してますからね。この前の件も言ってないですからね。行政側から一つも委員会でも発言してませんし、他の市町村が一般会計から繰り入れてるのに関しても一切言うてないですからね。何か減税がひどかった、減税がひどかったていう話ばっかりで、ちょっと偏ってる情報をまた提供してるのかなと思うので。考え方の違いは仕方ないと思うんです。この増税でいこうとか。ただ、うそはだめだと思うんですね。そこを踏まえて答弁のほうお願いします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

何点か再質問いただきましたので、ちょっと漏れがあるかわかりませんが、 回答させていただきます。

都合のいい情報は隠しているのかということですけども、当然、一般会計の繰り入れをしている市町村は奈良県下で約3割程度ですね、あると思います。ただ、平群町の財政状況を考えた場合、一般会計から投入というのが本当にふさわしいものかというのは、当然議員の皆さんも御存じやと思います。それは我々も同様ですけども、議員の皆さんも御存じやと思います。だから、今の被保険者の皆さんに御負担をいただくというのは、もう当然やと考えております。それから、被害額がなぜ出せないのかということですけども、正直、今、先

ほど申しましたように、その技量もありませんし、全くそういうことについては、私どもは出せない状況にあります。ただ、マイナスのイメージ、イメージが悪いっていうのは、議員おっしゃってるのは、私も個人的にはそう思います。確かに他市町村よりは高いっていうイメージはありますので、それは今後払拭していかなければならない問題やと思いますので、これは今後に向けて、住民の皆さんにできる限り情報の発信をしていきたというふうに考えております。

それからですね、誤った情報、うその情報というふうにおっしゃってますけども、私たちは決してそういうふうに思っておりません。その時点で算出したことによって情報を出させていただいております。議会のほうにも提案をさせていただきました。それで確かに乖離がございました。たびたびにこういうことを申しておりますけども、医療費の算出根拠、非常に難しいです。全国的にはどうなんか、そして、県ではどうなんか、平群町ではどうなんかということもいろいろ考えながらさしてもうてるつもりなんですけども、結果的にですね、こういうふうな乖離があったっちゅうことは、ちょっと私どもで想定していなかったということもつけ加えさせていただきたいと思います。

それから、今後ですね、こういう情報についてはですね、先ほど申しましたけども、何回も同じことを繰り返しますけども、きちっとした情報を住民の皆さんに発信していきたいというふうに考えております。うその情報ということではなくて、これは今後、正しい情報ですね。うそでないですけども、正しい情報を発信していきたいと思います。

以上です。

○議長

井戸君。

○3 番

まあまあ、そのうそっていうのはね、何も私自身は間違えたことは正直一切 責めておりません。それは人間といいますか、計算ですから、予測ですから、 それは本当構わないんです。だから、その後にきちんと審議したいという思い があったので、こうさせていただきました。実際、僕の太陽光の制限に関する 太陽光パネルの件も間違った情報をあちらこっちに出されてですね、条例やっ たら訴求できないけど要綱やったらオーケーみたいな話がもう蔓延して、それ が理由で否決されたと私は思っております。そういうことがある時点で、本当 に間違った情報を出されるとすごく、こちらも審議に困りますし、今回の件も そうですけど。なぜうそってわざわざ言うかといいますと、後からきっちり考 えなかったっていうことですよね、結果的に。そこをきっちりね。やはり、間 違っておればちゃんとした情報で、みんなできちんと議論する。本来ならば、 この前の国保運営協議会でもきちんともう1回、賛否は大げさですけど、意見 を聞くべきだったと思いますよ。だからこそ国保運営協議会の価値が生まれる わけですから。

そういうことで、本当に3,000万円すらも減税っていうのを今の時点では考えてないということで、すごくもう残念でなりません。この件はもうこれ以上話しても仕方がないので、もうこの件については結構です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

3点目の1、防犯カメラの大体的な設置、防犯灯の大幅増設についてお答え申し上げます。

防犯力の充実したまちづくりの取り組みとして、住民による地域の安全と安心を守る諸活動への積極的な支援として、平群町地域防犯重点地区支援事業補助金交付要綱を創設し、28年度から取り組んでおります。町内重点箇所となる駅周辺から設置しているところであり、今後につきましても防犯効果の高いと思われるところに年間2台程度箇所をふやしていくよう考えています。

大体的な設置をしないことに対してどう分析しているのかについては、限られた予算でありますが、県補助を活用し、自治会の協力を得、防犯効果を高めていると考えております。防犯灯につきましても、防犯効果の高いと思われるところへ設置していきたいと考えております。

以上です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きく3点目の2項目めのRVパークについてですが、議員より 平成26年3月議会で道の駅へぐりにも併設の検討をとの御提案をいただきました。RVパークについては、全国のキャンピングカーや車中泊のファンに快適に安心して車中泊ができる施設として整備されていることを本町としても認識しております。しかしながら、道の駅の整備目的としては、24時間誰もが休憩、仮眠等の無料利用が可能であることであり、一定期間の滞在、車中泊が可能であるRVパークは道の駅内、また現状の道の駅周辺環境では併設もなじみにくいものがあると考えております。町内の別の場所に新たに施設を整備するにしてもRVパーク単体では効果的なものとはならず、インフラ整備も含め、当然のことですが、事業費の増大も予想されるところから非常に困難であると考えております。

議員お述べの奈良市のRVパーク、ロマントピア月ヶ瀬では、さまざまな施設が一定複合しており、その施設にRVパークが併設されております。ただ、平群をPR、活性化する一つの手法であるとは認識しておりますので、今後、本町におきましても、交流人口の増大につながるような集客力のある観光施設等の整備が計画されれば、RVパークの整備も一定検討してまいりたいと考えておるところです。

前回の答弁と同様のようですけれども、現時点では議員の貴重な御意見、御 提案として承るということで御理解いただきたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

私のほうから、小型モビリティーの導入、全自動運転バス、それとサテライトオフィスについての答弁をさせていただきます。

平群町では、これまで多くの議論を重ねながら、地域の公共交通について取り組みを進めてまいりました。また、公共交通空白地帯の解消、住民福祉の向上のためにコミュニティの実証運転を実施し、その中で利用者の意見や要望をできる限り取り入れながら、ダイヤの改正やルート変更に反映させるなど、住民の皆様に利用しやすい公共交通を目指して、取り組んで、今現在おります。

以前御提案をいただきました小型モビリティーの導入については、明日香村は地域振興公社が観光用として、また、生駒市は家庭訪問用として先行的に導入を始めておられます。実証段階におきましても、走行可能エリアや安全面においてもう少し検証が必要であるとは考えておりますが、まず役場公用車の導入が可能かどうかについては、今後検討させていただきたいと考えております。

また、自動運転バスにつきましては、各地で実証運転が現在進んでおりますけれども、現段階では実用性や安全面など厳しい条件があり、当町で実証実験をすることは非常に難しいんではないかと考えております。

なお、小型モビリティーや自動運転バスにつきましては、二酸化炭素排出削減や環境問題、高齢化社会など、次世代における新たな交通手段として取り組みが進められておりますので、今後も動向を伺いながら情報の収集には努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

サテライトオフィスについてですけども、働き方改革の一環となるとは考えております。特に、女性の社会進出の一助になるのではないかとは考えております。実施に当たっては、町が実施するのか、また、民間企業が実施するものなのか、さらにニーズがあるのかどうか、また場所や設備等の整備も必要ではないのか等々、検討していかなければならないことがあると思います。もう少

し研究をさせていただきたいと考えております。

あわせまして、本町といたしましては、平群町の第2次男女共同参画プランを推進しております。このプランを今現在は進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、私のほうから無線LANの整備、並びにオリジナルLINEスタンプにつきまして御答弁申し上げます。

公衆用無線LAN、Wi-Fiの整備につきましては、町内では道の駅くまがしステーション、信貴山iセンター、信貴山の玉蔵院、かんぽの宿に設置をされております。この件につきましては、平成28年3月の一般質問で他の議員の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、平群町におきまして、観光面での主要な施設につきましてはおおむね整備をされておるのかなというふうに考えておるところでございます。

次に、町のオリジナルのLINEスタンプでございます。これにつきましては、現在、無料有料を問わず、国内では32万セット以上が存在すると言われております。県内におきましても、三郷町、王寺町、広陵町、河合町、御所市などが既に作成をされております。平群町といたしましても、これらの事例を参考にしながら若い世代に対する平群町のPRをするという観点から、このようなものの必要性というのも理解は十分しておるところでございます。

ただ、デザインが8種類から40種類程度のパターンが一つのくくり、ワンセットというふうにお聞きをしておりますので、多くの種類のデザインを作成し、また収益面から見ますと、実施されておる市町村に伺ったところ、財源となるのはなかなか難しいのではないかというふうなことも聞き及んでるところでございます。あわせて、スタンプの作成につきましても、職員みずからがつくられた自治体では、大体4カ月から5カ月程度作成に時間がかかったということと、スタンプとして承認されるまでに2カ月程度かかるというふうに、これもあわせて聞き及んどるところでございます。今、申し上げたことを踏まえまして、先進地の事例を参考にしながら、既に取り組んでおられる自治体との意見交換、意見聴取をしながら、費用対効果に注視して、今後調査研究をしてまりたいというふうに考えております。

○議 長

井戸君。

○3 番

まあまあ大体、ざっくりといいますか、防犯カメラはしない、RVパークは考えていないっていう、ちょっと悲しい内容ではございますけれども、サテライトオフィスについては研究するということで。これ、全体見て、ちょっとね、お聞きしたいんですけれども、私の今回知っていない事実に対してどう分析しているかっていうことで、あえてなぜしないのか、やりなさいよっていう質問じゃないんですね。あえて、もう分析どうされてるかっていうことを聞きたかったわけです。

ちょっとそれでお聞きしたいんですけども、本当の意図ですね。この先に何があるのか。ちらっとちょっと出ていましたけど、共通点がございます。3と4を除いて、防犯カメラ、RVパーク、サテライトオフィス、公共無線LANと町オリジナルLINEスタンプ。これはもう共通しての意味合いがあります。これを御理解いただいてるんかどうかを確認したいっていうのと、3と4、小型モビリティーの導入や全自動運転バスなど、この二つを出したこちらの意図、酌んでいただけるならば少しお答え願いたい。この2種類ですね。お願いします。

○議長

井戸君、小さい質問に対しての共通の答えということになる。もうちょっと わかりやすく質問いただけますか。はい、井戸君。

○ 3 番

ちょっとわかりにくかったかもしれませんね。では、簡単に言えば、この質問ですね、共通点がございまして、3と4は、なぜそういうふうな僕は質問したのかっていう、もうわかればっていうことなんですけど、今の感じだったらちょっとわかりにくそうだったので、もうこちらから言いますね。3と4、あえて僕は小型モビリティーの導入や全自動運転バス、これ、どちらも、全自動運転バスもお金かかります。小型モビリティーもそこそこかかります。それでもあえて言ったっていうのは、もう簡単に言えば、今、平群町の公共交通というのはね、私から見ればもう固まりつつあるのかなと。もうかちこちになってる気がするんですね。だから、視野を広げていただきたい。そういう意味でこう言うてるわけです。

もう今、コミバス一本路線で一つ行っています。世の中にはいろんなものがあります。例えば、ある地域ですと自転車タクシーですよね。今、コミュニティバスとちょっとデマンドタクシー、デマンドバスの話が出てきてますけども、例えば、今みたいなここに3番にあります小型モビリティーであったり、4番の全自動運転バスであったり、私が今出しました自転車タクシーだったり。自

転車タクシーはデメリットもあるんですけども、営業許可を取らなくていいというすごいメリットも存在します。そういうふうにいろんなものを机の上に載せて、テーブルの上に載せていろいろ考えていくっていうのが必要だと思うんですね。今の公共交通会議見てましても、もう一辺倒ですもんね。だから、そこをそういう意味でも視野を広げていただきたいと、もうこれはあらゆる分野でも思うんですけども、そういう意図が込められております。

この1、2ですね。防犯カメラ、RVパーク、サテライトオフィス、公共無線LAN、町オリジナルのLINEスタンプ、これ、共通してることは、先ほど課長からも少し話が出ましたけれども、対外的なPRですよね。これはもうPR型の投資なわけです。サテライトオフィスは企業、先行の要は投資ですね。全て私が提案しているものは将来に導く投資なんですね。そういう意味ではクラウドファンディングに関しても将来的な投資ですよね。ノウハウの蓄積なり、中小企業の育成なり。そういう側面をきっちり理解していただきたかったなと思っているわけです。

なぜ、そうなったかといいますと、やはりですね、私も近隣と言うたら大げさですけど、さまざまな方からお話聞く中で、住民の方、元職員の方、違う行政関係の方から言うても、やっぱり平群は考えが古いっていう声がよく聞きます。考えが古かったりですね、あと、常に平群はおくれているだとか、やっぱりアイデアはまず実行されないといいますか、ちょっと奇抜なアイデアを出してもあまり導入されないと。やっぱり、こういう話をどうも聞いてしまうわけですね。だから、ぜひとも、行政っていうのはもちろんり割からり割5分は堅実な話は大切なんですけども、堅実に運営していかなければいけないんですけども、将来的な投資、こういうものも、たとえ5%でも10%でも、やっぱり少しずつでもやっていく、そういう意味を込めて私は一般質問させていただいたわけです。ただ、これがあまり伝わっていないではないかということ、そういう感じもいたしましたので、今回こういう説明というか一般質問をさせていただきました。こういうことを踏まえて、最後に町の答弁お願いします。

○議長

はい、総務防災課長。

○総務防災課長

3番、4番の小型モビリティー、全自動運転バスの件で、今、公共交通会議の中ではコミュニティバス、またほかのデマンド交通等についてしか討議されてないということでございます。確かにそういうところはあるんですけども、まず、やはり、公共交通会議の中では交通空白地をとにかく埋めるということで議論をしていただいているわけでございますので、まず、やっぱりその辺の

公共交通の体制についてはしっかりと議論をしながら、議員御提案いただきました小型モビリティーのこと、また全自動運転バスについても、今後は当然そういうほかの公共交通についても検討はしていかなければならないというふうには考えておりますんで、よろしくお願いします。

○議長

なぜ平群町はしないのかという大きな項目の中でですね、井戸議員が質問した投資ということでの大きな質問ということで、政策的な話として答弁いただけますか。はい、副町長。

○副町長

井戸議員のほうから御質問ありました何点かの御質問に対してなんですけども、まず1から7ですね。今回この三つ目の質問でいただいている中で防犯カメラにつきましては、町の方針として重点的なものからつけていくと。そして、RVパークにつきましては、道の駅の性格、そしてまた、このRVパークの整備というのは、やっぱり核となる施設があって、それの附属として整備すると初めて威力を発揮するのかなという考え方もございます。

そして、3と4につきましては、今、答弁させていただいたとおりです。

そして、サテライトオフィスにつきましても、実際こうやっていく中でどれだけの需要があり、そして、例えば、企業さんのサテライトとしてやっていくということになると、企業さんとのいわばマッチング的なものもあると思います。そういう課題というのも研究調査していく必要があると思います。

そしてまた、公共無線LAN。無線LANにつきましては、観光施設と言われるところについては整備しており、整備という効果と、そして町の目的というところは一定果たしているところはあるのかなと考えてます。

そして、LINEスタンプにつきましても、これは、町をアピールするツールとしては確かに今後、着目していく必要があると思いますので、今後、調査研究させていただくと、それぞれそういう答えをさせていただいております。

そして、今、井戸議員のほうからも御意見ございましたけども、やっぱり町としては堅実運営というのが肝になってきます。そして投資効果、それに対して、どれだけ町としてのPR効果が発揮されていくかということを十分考えた上で、一定慎重にならざるを得ないところもあると思います。そういうところを重々研究調査した上で、町として一歩踏み出せるものは一歩踏み出していきたいというふうには考えておりますので、御理解よろしくお願いします。

○議長

井戸君。

○3 番

答弁ありがとうございます。個別の件に関してはそれぞれ理由もありますし、 平群に合う合わない、さらには。私としては、もっと言いたいことあるんです けれども、今回もう個別の件は結構です。最後、副町長に今、答弁いただいた ので、ぜひともこういう堅実路線を貫きながらも、やっぱりそういうチャレン ジ精神、ベンチャー精神を持って進んでいただきたいと願っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号2番、議席番号6番、植田君の質問を許可いたします。 植田君。

○ 6 番

それでは、議長の許可を得ましたので、大きく2点について質問させていた だきます。

まず1点目は、認知症患者の障害者手帳取得についてであります。私もこれ、ちょっと知らなかったんですが、認知症と診断されて6カ月を経過をしていれば、一定の症状が確認されれば精神障害者保健福祉手帳の申請し取得することが可能となります。現在、手帳の取得は1級から3級という形でありますが、この級によってもなんですけれども、税金、所得税や住民税、あるいは自動車税等の控除や減免、また非課税の対象になることや、住民税と連動して介護保険料などの軽減や公共料金等の免除、割引等の負担軽減につながってまいります。

平群町では、介護認定における主治医意見書の中で認知症のレベルとして段階、6段階か7段階あると思うんですけど、この認知症レベルとして一定対象となるのが II a からMというレベルがあります。これが即、この手帳を取得する認知症の度合いにリンクするわけではないですが、一定の参考にはなるというふうに思っております。そういう意味で、この手帳取得に当たっては、日常生活に支障を来す症状があると判断される方、現在この認知症レベルの平群町で約590人、これ、平成29年度8月、との数字もありますので、現在、精神障害者保健福祉手帳の65歳以上の保持者は27名という状況であります。この約590名からすればかなり少ないのではないかなというふうに私自身は考えています。潜在的に手帳取得可能な方がいらっしゃるとそういう意味では推察をされるところであります。

このことから、認知症で精神障害者保健福祉手帳の申請、取得ができることが十分周知をされていないというのも事実ではないかと思われます。そのこと

から、この周知を広報紙や在宅介護支援センター、あるいは包括の支援センターなど、認知症の方を抱える家族さんも含めて周知をしていくと、そういう体制整備が必要ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

大きく2点目は、乳がん検診結果での「高濃度乳房」の通知の併用をということで質問させていただきます。

女性のがんの中で最も多い乳がんの早期発見方法として、マンモグラフィーの検査が多くの自治体で導入をされています。平群町もそうです。しかし、日本人の女性約5割から8割が乳腺の密度が高く、高濃度あるいは不均一性高濃度乳房であることから、マンモグラフィーでは腫瘍のしこりが白く写ってしまうため、乳腺の白い影に隠れてがんが発見されにくいという、こういうふうなことも言われてきています。

そこで、マンモグラフィーの検診と併用して、やっぱり超音波によるエコー検査を行うことで、このマンモだけでは発見できないがんを発見するということにつながっていく。これは、乳がんの発見率がその二つの併用によって1.5倍になったとの調査結果も出ています。マンモの単独でのがんの見落としという点でいけば、見落としの割合が約25%から30%とされているのに対して、エコーとの併用でがんの見落としの割合が5%以下になったという結果も出ているところであります。

そこで、マンモの検査結果を通知する際にですね、やっぱり、その方が高濃度の乳房等であるという方にはその旨を通知していく。また、私は、その次の段階ですが、エコー検査への何らかの助成も設けていって、本当の確信性の高い形で乳がん検診が実施される体制をつくることが必要だというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上2点について、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

1点目の回答をいたします。

認知症対策につきましては、平成26年度より順次、認知症サポーター養成講座の開催、認知症初期集中支援チームでの初期対応、認知症相談会の開催、認知症カフェの開催、認知症予防体操、徘徊SOSネットワークの構築等々、さまざまな認知症施策に努めてまいりました。

認知症の方が精神障害者保健福祉手帳を申請できることについては、これまで認知症であることをもって手帳の案内はしていませんでした。住民の方が障害福祉係へ精神障害者保健福祉手帳の申請をされ、担当が制度を説明の上、受

け付けをしていました。

今後、介護保険関係では、認知症と精神障害者保健福祉手帳では制度が異なりますが、情報提供をしていきたいと考えております。具体的には、認知症の進み具合や状態に応じて、受けることのできる医療、介護、福祉サービスなどのガイドブック『認知症ケアパス』を作成する予定です。この中に障害者手帳の取得に関する情報を掲載していきます。また、障害福祉関係では、制度説明の中に精神障害者保健福祉手帳の対象者に「器質性精神病」と記載していましたが、わかりやすく認知症も記載していきます。障害者手帳の申請についても広報等で周知をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

植田君。

○6 番

今、課長のほうから、基本的に平群町、これまで積極的にそういうことをされてこなかったということはお認めになって、今後いろんなケアパス作成などのとこにも紹介していくとか、いろいろやっていただくということですので、もうそれはぜひ進めていただきたいなということで、やっぱり、認知症になられて経済的な問題なんかでも、この精神障害者保健福祉手帳を取得することによってさまざまな軽減制度を受けられたということで、やっぱり助かったという方がたくさんいらっしゃいます。そういう意味ではですね、そのことをまず知らせてあげることが大事だということですので、それはぜひお願いしていたさきたいというふうに思います。担当の方のほうには、そのための資料なんかもお渡ししてますので中身を、精神障害者保健福祉手帳を取得できますよというだけじゃなくてね、こういう場合は相談をしてくださいというよというますよというそういう親切な案内をしていただきたいんですね。

今現在、最初にも言いましたけれども、認定調査の中で主治医意見書の中身というのは、本人さんには、開示を求めればできるとは思うんですが、されていないので、その方が実際ね、この主治医意見書なんかに書ける日常生活自立度の判断基準の一覧という中で自分がどのレベルにいてるかなんてのは知らない方がたくさんいらっしゃいますので、そういうことも含めてわかりやすい制度の説明というか、案内をしてあげていただきたいんです。圧倒的に、最初にも言いましたが、65歳以上の方で認知症ということですから、65歳以上ぐらいかなと思って、以上を対象にしたほうがいいのかなっと思って私も言いま

したが、27名しか精神障害者の取得の手帳を持っていらっしゃらないということもありますので、実際にはこの意見書のレベルでいったら、かなりの方々が、まだまだ、ひょっとしたら申請を行えば手帳取得ということにつながる方がたくさんいらっしゃるのではないかと。590名ほどね、ありますのでね。やっぱり、そういう機会を丁寧にわかりやすい状況で情報提供をしていただきたいと。ぜひこれはよろしくお願いしたいと思います。できるだけ早い時期にそういう状態をつくっていただきたいということで。この件については以上で結構です。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、植田議員2点目の乳がん検診結果での「高濃度乳房」の通知の併用をについてお答えをいたします。

ライフスタイルの変化により、乳がんになる女性が増加傾向にあります。平 群町では40歳以上の女性に対象に、集団及び個別検診で2年に1回乳房X線 検査、いわゆるマンモグラフィーによる検診を実施しております。

高濃度乳房とは、マンモグラフィーを撮ったときに、乳腺は白く、脂肪は黒く映り、白い割合が多い乳房のことを言います。海外では検診受診者には高濃度乳房であることを伝えている国も一部ありますが、日本では、日本乳がん検診学会・日本乳がん学会、日本乳がん検診制度管理中央機構が緊急提言を発表し、現時点で一律に乳房濃度を通知することは時期尚早であるとしました。

厚生労働省は本年 6 月、がん検診のあり方に関する検討会の中で高濃度乳房への対応についての議論が行われました。その中で、高濃度乳房はマンモグラフィーの感度が低い傾向があること、高濃度乳房の頻度やがん罹患リスク等の実態が不明であること、高濃度乳房に関する正しい知識が周知されていないことなどが課題として挙げられました。

今後の対応として、超音波検査との併用の検証、高濃度乳房の判定基準の検討、高濃度乳房の実態調査、自分の乳房について正しく理解できる通知内容の明確化、高濃度乳房などの乳房構成通知を希望する者の把握等を今後の国としての検討をしてくことになりました。平群町としましては、国の検討結果等の情報収集に努めるとともに、住民の皆さんに対して高濃度乳房に関する情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

植田君。

○6 番

確かにね、この件について明確な状況というのはまだ、いろいろ言われ始めたというところではあると思うんですけれども、ただね、やはり、実際に今の状態でいけばですよ、マンモを撮っても乳腺が発達してるような状態であれば、高濃度ということで、それは異常なしで全部検診としては返ってくる状況があるわけなんですね。それで異常なしで、私は安心やったと思ってたら、ある日突然何かおかしいと、病院に行ったら乳がんだということがわかると。言うたら、それを少しでもなくすために、マンモ以外にもこのエコー検査によって、より正確な状況をつくるというのが私は必要だと思うんです。国がまだ研究中やからということなんやけど、全国的にはそれを進んでやっていってる自治体もあるわけですし、いつも平群町は国で死亡率がそれによって下がる研究結果が出てへんからできませんとかいうことをおっしゃるんで、そうやったら、いつまでたっても検診の充実なんてできていかないわけですから、やはりそこをね、きちっと見きわめていただきたいなというふうに私は思います。

今の答えから言ったらね、それに対してエコー、平群町でマンモの検診のときにエコーの検査をするかせえへんかは別にして、助成制度も私はつくるべきやというふうに。じゃあ、結果通知に高濃度乳房あるいは不均一性高濃度乳房っていう、そういう結果通知を出すという方向には考えていただけるのか。先ほど言ったみたいに、異常なしで今の段階やったら返ってきてるからね、少なくとも、あなたはこういう乳房やから、そういうエコー検査もあわせて受けられることがいいですよと、そういう通知を私はまずはしてほしいと思うんですが、そのことについてはどうなんでしょうか。それに連動して、助成制度を設けてほしいということも質問させてもらってるので、その点、もう少し明確に答えていただけますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

今現在、マンモグラフィー以外の検査を受けたとしても、必ず病変が発見されるものではございません。さらにその検査を追加することによりまして、検診の不利益が増加するおそれもあると。それから、厚生労働省の検討班では、高濃度乳房と知らされたことによって起こる不利益も考えなければならないといった意見も出されております。当然、その通知を受けることによって、不安やとかですね、それから、精神的な負担をかぶるおそれもあるということもございますので、広く住民の皆様にこういうことは、高濃度乳房であるというこ

との情報提供を広く住民の皆様に情報の発信をしたいと思いますので、今現在 国の検討結果が出るまで個人通知のほうはまだ差し控えたいと思います。

○議長

植田君。

○ 6 番

あのね、今、何か高濃度乳房を知らせたら不利益をこうむるから、不安をあ おるから、それはきちっと説明すればいいことじゃないんですか。それよりも そういう疑いがあるのに知らせないほうが私は住民にとって不利益だと思いま すよ。あなたはこういう体質的なもの。ほんで、特に最初も言いましたように、 日本人の女性は結構それが高いと言われています。それをまずきちっと中身、 何も別に高濃度乳房が怖いとか不安をあおるもんではないですよ。そういう体 質だから、より正確ながん検診となるようにエコー検査を受けてくださいとい うことを通知するだけのことじゃないですか。ほんで、エコー検査って超音波 ですから、放射線を当てるというよりかはずっと私は、言うたら体に与える影 響というのは少ないと思うんですけれども、これはちょっと医療的な部分で、 私はまだ無知ですのでわかりませんが、まずは知らせるというところが私は大 事だと思うんですよ。そういう意識を持ってもらう。自分の体はどういう体な のかという意識を持ってもらう。そのために。不安をあおるよなんて、それは 行政側のそのことに対するきちっとした住民周知っていうのをやって、やれば、 私はいいことだと思いますよ。何かやれへんための理由ばっかしおっしゃって るようにしか聞こえないんですが、本当に検診というものを、言うたら、その 検診自体が生かされるものとなるもの、そういう中身、内容となるものにつな げていくことが私は必要だと思うし、そのことが病気の早期発見にもつながっ て、その方の健康や経済的な負担も少なくて済むような状況につながっていく わけですから、そこは今のような答えではすいませんが、ちょっと私は納得で きませんね。再度お答え願えますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

同じような答えをして申しわけないんですけども、まだ高濃度乳房に関する 正しい知識が周知されていないこと、それから、課題とかがですね、今、再検 討中ということもありますので、受診者の皆様に混乱を招かないような周知方 法をしていきたいと思ってます。

○議長

植田君。

○ 6 番

非常に残念です。住民の健康という点で、私は後ろ向きな答えだなというふうに思います。周知は当然すべきですし、確かに高濃度乳房っていうそういうふうな言葉すら、ここ最近、私自身も聞き及んだことなんですけれども、だけど、やはり、要はできるだけ早く、言うたら異常がある場合は病院にかかって治療ができるということが前提ですからね。そのために、今、マンモだけではそれがカバーできないということが言われ始めているわけですから、そのための検診、マンモだけではわかりにくいものが併用によって1.5倍。100%そんな見つかることなんてまずないですわ。だけど、そのリスクをどれだけ減らしていくのかっていうことは必要だというふうに思ってます。そういう意味では、この問題はまだこれからも取り上げていきたいと思いますが、やはり、もう少し積極的に、平群町がその先進を切るぐらいな形でね、住民の健康を守るんだというふうな体制をとっていただきたいということは強く申し上げて、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

10時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時23分)

再 開 (午前10時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号2番、城内君の質問を許可いたします。城内君。

○ 2 番

事前にちょっと読む練習をしてたりしたら、緊張もありまして、ちょっと喉がかさかさしております。お聞き苦しい点、お許しください。議長の許可をいただきましたので、質問を兼ねた提案をさせていただきます。

9月2日、国文祭・障文祭なら2017の開会式が皇太子殿下の御出席のもと、にぎにぎしく行われました。平群町にも例年以上の観光客やハイカーがやって来られることでしょうし、幾つかの行事も用意されております。私は、自

分の趣味を生かそうと、若井の井戸の現状を常々残念なこと思っておりました。教育委員会、税務課、観光産業課、都市建設課の御協力をいただいて、ある程度の現状について知ることができました。どうすれば、平群に伝わる六つの井戸の一つとして、よりよい環境にできるのかを相談したい旨を友人を通じて、ガイドの会と史蹟の会に伝えてもらいました。両会の御代表と話をする機会を得て、お話ししていると、どうも私の話の焦点がずれているように感じて、「何かもっと先にしてほしいことがあるのですか」と聞き、「実は、もっと可及的速やかにしなければならないことがあります」とお二人ともそろってお答えされました。

椿井城への登城路の整備、柿塚古墳への導入路の危険排除の二つがあるとお 二人が異口同音に述べられました。現状を見るしかないということで、その場 ですぐに現場に向かい、現況を説明してもらいました。以下は史蹟を守る会か ら簡単に箇条書きにしていただいたものをいただきましたので、それを参考に 説明させてもらいます。

平群町史跡整備提案箇所。見学者の安全確保の観点から、次の順位で整備に 取り組む必要があると考えます。ここで、ちょっと先に申し上げておきますが、 見学路と登城路という名称が出てきますが、見学路というのは、椿井城の郭内 を歩く通路のことを見学路。それから、そこまで上っていく道を、私は登山路 と書いとったんですが、城に登る道という意味で登城路というのが暗黙の了解 で皆さん仲間内では使われているようですので、それに改めました。

それで、1番、椿井城見学路整備。これは今現在、切り開かれて明るくなっていますが、南第1郭と第2郭の間の堀切部分の見学路。南第1郭北部斜面は、平成25年に土のうの階段をつくり、そばの立ち木にロープをつないで手すりがわりとし、見学路として利用してきました。これは信貴山でも一部同じ部分があります。土のうがすり切れて中の土が流れ出してスロープ状になっており、非常に滑りやすく危険であります。方法としていろいろ挙げておりますが、今、読み上げるのは割愛します。

1の二つ目として、南北登城路の整備を急いでください。史蹟を守る会としては、10月10日に作業予定と聞いています。現在、登城路の急勾配の部分には、土のうの階段にしていますが、これはあくまでも応急処置として考えるべきでしょう。上述のごとく間伐材を利用した階段状にすべきだと考えています。施工者が許可申請を出せば無理な話ではありません。

なお、これらの条件に関しては登城路の管理については、以前から世話して いただいている椿井城跡整備管理組合(組合長・坂口昌弘氏)なども補修につ いて同じテーブルで相談に乗っていただく必要があるのではないかと考え、以 後、相談に乗ってもらっております。それで、これについては、10月の23 日に町職員と史蹟の会の一部の方が出てきて、土のうを運んで修繕する案が出 ているようです。

柿塚古墳の導入。話、変わりますが、柿塚古墳の開口部がスペースがほとんどありません。細い駐車場ではないちょっと広場があって、古墳があって、そこを前に回り込んで入り口に行かないかんのですが、西側は2メートルほど段差があって、ブドウ畑になってます。それで、そこへ行くのに、人が通ることで道になったような道が、細いのが1本ついてます。それで、その開口部のあたりに踊り場になるような広いところがなく、そのまま穴へ潜り込まないけません。穴はこんなもんです。だから、大人は足から入るような状態です。入ったところから1メートルほどは非常に、これぐらいの傾斜になっておりまして、そこをすとんと滑り落ちるんですが、それがうれしいんでしょう。小学生に非常に人気のある古墳になっておりまして、余計心配しております。

それで、非常に危険でありますから何とかしてほしいと思っておりますが、教育委員会に相談すると、指定も何もされてない。理由は私有地だからということで、何も進んでないということで、発掘調査の申請との、その通路をつくるための、通路を広くしたいので一部申請が必要やということで、教育委員会に相談したんですが、これは史跡でも何でもない私有地やから、そっちで勝手にやるべきやというようなお答えで非常に残念に思ってます。道が狭くて、その通るとこは、下へおりてみたら土がえぐれてるんですよ。

発言する者あり

○ 2 番

ちょっと黙っとってもらえますか。こちょこちょこちょこちょ蚊みたいに言われたらかないませんので。

そういうことで、進入路を補強したいと。それについて教育委員会のお答え を聞きたいということです。

それから、若井の井戸。これは中央公園の前にあるんですけども、周りがフェンスで囲まれて、その横は、そこへ入っていく里道は草いっぱいで非常に入っていきにくい。それで、町の土地ですけども、町から借りて使ってられる工務店か何かの道具置き場になってますので、資材置き場ですから、場所がいろいろ変わるんですけど、そのすき間から井戸を見てもらうような状態になっております、それで、里道を整備して、観光客が見やすい状態にしていただけたらと回答をお願いしております。若井の井戸については危険はないのですけど

も、やはり、柵を取ってしまったり、ふたを取ってしまったりすると、また事故の危険もありますので、そのままで柵から見やすいようにだけする必要があると思いますけども、それについてもお願いしたいと思います。

以上、椿井城の登城通路の件、それから見学路の急坂の件、それから、柿塚古墳の入り口の危険なこと、それから、若井井戸の周辺の整備。これについてお願いします。ただ、この件を関係ありそうなところに相談に行きましたら、建設課が早速その里道の草刈りをしてもらいました。それであとは、里道、町道との柵の入り口のとこに、昔の人家の移転のための、そのときの残材か知りませんけども、こんな石がようけあるんですよ。それを撤去したいということで相談したら、とりあえず草刈りしていただいておりますので、ありがたいと思っております。

以上について、お答えお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、城内議員の1項目めの椿井城の見学路の整備についてお答えをいたします。

まず1点目の椿井城跡、南1郭と南2郭の間の堀切の整備方法につきましては、平成25年の椿井城保全活用協議会において議論があったところです。その際、将来的に国の史跡に指定される可能性を念頭に本格的整備が行われる段階で現状復旧できるよう、可逆的な措置を基本とする、すなわち、恒久的な施設の設置は避けることが望ましいとの方針が示されております。これまでの堀切の整備については、一貫して植栽、土のうによります階段設置という現状復旧が可能な方法をとってきたのはこのためであります。

御提案の伐採材を用いた階段の設置でありますとか、鋼製のはしごの設置、 1郭から2郭へはしごを置くなどのような恒久的な構造物の設置は、確かに耐 久性の面ですぐれているという利点はございます。椿井城跡の史跡としての価 値の保護という観点からも、現時点では避けるべきであると考えております。

こうしたことから、現実的な整備のあり方といたしましては、現在のところ 土のうによる可逆的な方法によらざるを得ないと考えております。

なお、整備に当たりましては、先ほど、議員からもありましたように、高齢のボランティア組織に依存しないで、本年10月の23日に教育委員会と観光産業課の職員を主体といたしまして、史蹟を守る会並びにボランティアガイドの会の有志の応援をいただきまして、整備の実施を予定をしておるところでございます。

なお、御提案の滑車の活用につきましては、馬鍬淵において利用されていた 滑車は高低差のない場所、川の両岸をまたぐということでの荷物の輸送に用い られていたとのことでありますので、椿井城のような高低差のあります場所で の使用に適さないと考えておるところでございます。

2点目の南北登城路の整備につきましては、御指摘のように、土のう階段によります整備では耐用年数が短いという側面は確かにございます。ただ、御提案のように、専門的な土木技術を要する階段を設置するとなれば、設計・設置に係ります財政的根拠でありますとか、設置後の管理のあり方についても総合的に検討していく必要が生じてくるかと思います。今後、必要に応じまして関係課とも調整の上、また、椿井城保全活用協議会でありますとか椿井城跡整備管理組合とも相談をしながら、有効な整備のあり方を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長

城内君。

○ 2 番

柿塚と若井の件も共通してありますので、それ全部お聞きしてから反論させ てもらいたいと思います。

○議長

理事者側のほうでは1点1点、項目として分けてたようですが、それでは3 点について答弁、続けてお願いできますか。

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、2項目めの柿塚古墳の導入路についての御質問にお答えをさせていただきます。

柿塚古墳は観光ボランティアガイドの会からも石室開口部の危険性の指摘や整備の要望もいただいております。民有地にある古墳でありまして、手を加えることができないということや、国、県並びに町の指定の史跡ではないために、日常管理といいますか、草刈りなんかですけれども、対象にはしていないことから、町が主体となりまして整備するということは困難であります。

なお、整備の対象として素案の提案もいただいております。土地所有者の承諾が原則にはなりますが、文化財保護の観点からは、ブドウ畑側に鉄パイプを立てなどの案は盛り土による整備が原則となります。また、裾部分を一部掘削しての案につきましては、墳丘を掘削した際に遺構を破壊してしまう可能性があります。文化財保護の観点から申しますと、発掘調査を前提とするものではなく、遺跡を保護するような工法が必要になります。

結論といたしましては、現状では町が主導しての整備は困難でありまして、 民間の取り組みの動きを注視してまいりたいと考えております。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、3項目めの若井井戸の里道整備についてお答えいたします。質問にある井戸は、平群中央公園入り口前西側にある町有地に囲まれており、その町有地は都市建設課において、日常の草刈り等の維持管理を行っております。つきましては、議員お述べの井戸は現在フェンスに囲まれた状態であり、そのそばには雑石等が放置された状態にあります。その撤去についても、国文祭・障文祭なら2017inへぐりの開催も間近でありますので、都市建設課で早急に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

城内君。

○ 2 番

かつて、王寺町地方創生本部顧問をされて、現在、大阪府河内長野市の市長をされている島田智明氏は、雑誌『毎日フォーラム』の中で語られてることがありました。平群町にも当てはまると思いましたので、ちょっと読み上げてみたいと思います。「「ベッドタウン」頼みから脱却。歴史遺産で「観光地」を目指す」の中で書かれています。

「ベッドタウン」でありながら「観光地」を目指すことで、本市河内長野市を負のスパイラルから正のスパイラル(人口増加と経済成長をともに促進する)に移行する起爆剤にしたいと考えています。交流人口の増加が、町の雇用創出や魅力創出につながって、やがて、定住人口の維持、さらに増加に至ることを願っていますと言われています。

国文祭・障文祭なら2017のよき波を受けて、まっしぐらに進むべきときと考えています。古代、中世、近代と各時代の遺産を十二分に生かすべく、今立ち上がるべきチャンスだと強く感じています。助成金を使うお話もありますが、それは我々ボランティアが動くためのもので、高齢化が各ボランティア進んでおりますので、今にマッチしたものではないと考えます。協働とは行政と民間がともに行動することで、任せられては困ります。我々の案は案として、専門家としてのよき御判断をお願いします。

教育委員会の回答について、椿井城の件。椿井城保全活用協議会や現地で黙々 と登城路を整備していただいている椿井城跡整備管理組合、これはほとんどが 全地域にかかわる地主の方の集まりです、のお話も聞きました。今後ともに一 歩踏み込んで話し合いを持ちたいと考えています。

急峻で滑りやすく、右側、つまり南側は深い谷になっている。南側の登城路については、地主さん組合が「自分らの土地を削ってもいいから、椿井の宝である椿井城を安全に登っていただきたい」と述べておられます。そういう意見はありながら、前述の保全協議会は学問的立場からのみの理由で一切を禁止しています。椿井城の城址の保全のために登城路まで一切さわるなというのは、管理組合の方々のお声が伝わっているのか疑わしく思っております。少なくとも保全すべき範囲を明確に進めていただくようお願いします。城の周りだけでいいと思うんですよね。登っていく道まで保全のためにさわるなというのは観光客のためにもならないんじゃないかと再考を求めます。それから、この件については、御回答はきょうは結構です。

柿塚古墳の件、史跡の指定がなく、私有地があるので、町としては何もできないと受け取りました。その理由や立場はよく理解したつもりですが、現実問題として非常に危険です。特に来年3月には、ボランティアガイドの会が県の会からいろいろ希望者をいろんな地区から募ったところ、平群町には200人以上の希望者が出て、案内しなければならないから、それまでに何とかしてほしいというお声があります。観光産業課で売り出し中の平群町には、けがが起こったら大きな痛手になるんじゃないかと心配しております。「安全の方法があるなら、どうぞよろしく」と好意的な地主さんの管理責任に問われるのでしょうか。これは、最終的には町にかかってくる問題だと思います。史跡に指定し、責任の所在をはっきりできないのでしょうか。私有地だからとは言わずにしっかりと受けとめて、町のためにひたすらボランティア活動を続けてくださるガイドの会や史蹟の会の努力に応えていただくようお願いしていただきます。この件に関してもお答えは要りません。

また、若井井戸の里道については、早速草刈りをしていただき、ありがとう ございました。岩石、雑石とおっしゃっていましたが、雑石も取り除いていた だけると聞き、大変ありがたく思います。あとは標識ですが、どの部で由来の 看板や案内板をつくったり、表示していただけるのでしょうか。御検討を続け てお願いしたいと思います。これも今、御回答は要りません。

いずれも高齢化のために実働人員が減っています。各現場でも「早くしてほしい」と、「わしら、いつまで続けられるかわからんので頼むわ」というお声が必ずかかってきます。基金の利用を考えてもおりますが、結局、支払うのはボランティア団体。何らかの方法で基金を、きょうも井戸さんの話でちょっと調べてみようと思ってますが、基金の方法も研究したいと思っています。当局の

御協力を今後ともよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長

それでは、城内君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号4番、議席番号11番、下中君の質問を許可いたします。下中君。

○11番

11番、下中一郎でございます。通告に基づきまして、2点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目、平群こどもサミットの開催についてをお尋ねいたします。「我が子の教育は平群で」「心身ともに豊かな時間を平群で」と言ってもらえるような学校教育を推進し、子どもたちに確かな学力と健やかな身体の育成に努め、子どもたちにとって楽しい学校であるために「教育の力で地域を動かす」というサブタイトルがついた平群町教育大綱が平成28年に策定されました。その大綱の中で、子どもたちの自主性を育て、自分たちの学校や地域に愛着と誇りを持つとともに、学校や地域に係る共通するさまざまな課題、問題に向き合い、考え、話し合っていく場として、町内の小中学生が一堂に集う平群こどもサミットが、昨年度に引き続き今年度も開催されました。町内3小学校と中学校から約30人余りの子どもたちが三つのグループに分かれ、決められたテーマに基づいて、知らない顔が多い中、知らず知らずのうちに仲よくなり、話も弾み、グループ討議が始まりました。話し合いの場は上級生である中学生がリードしているように見えて、どの子どもたちも真剣なまなざしと、また笑顔がいっぱいで楽しさの入り混じった子どもたちにとっては貴重な体験となったと思われます。

そこで、この件について3点お尋ねいたします。

まず、1点目として、冒頭申し上げましたように、子どもたちにとって楽しい学校であり、自分たちの学校や地域をよく知ることも目的の一つと考えますが、こどもサミット開催に至った経緯、経過とともに、開催の意義、目的についてお尋ねをいたします。

次に、2点目として、今年度で2回目の開催となりますが、開催された状況とその後の成果について、どのように評価されているのか。特に小学校、中学校の先生方の交流や、参加した子どもたちが開催後、各学校でどのような取り組みに生かされたのか。開催後の取り組み、変化についてお聞きをいたします。

また、現在のところは2回でございますが、開催ごとのテーマについては教

育委員会からの提案、発案なのか、各学校からの提案なのか、どのように決定 されているのか、この点についてもお尋ねいたします。

次に、3点目として、次年度以降の取り組みについて、新たな試みも考えて、 続けて開催していくのかお聞きをいたします。

次年度以降も続けて開催していく計画、予定であるのであれば、私のほうから一つ、検討課題として提案いたします。このこどもサミット自体は、子どもたちの自主性を育てることが大前提であり、あくまでも主人公は小中学校の子どもたちであります。そこへ保護者を含めた大人たちが入り込む余地はありませんが、特別枠といいますか、特別チームとして参加している各学校の保護者の方、各2名ずつ参加してもらい、もう一つのグループをつくって話し合いをしてもらうことです。最終的には子どもたちと同様に話し合いでまとまったプロジェクトを発表してもらい、大人たちの感覚や思い、考えが子どもたちに伝われば、また違った側面も発見できるのではないでしょうか。いずれにせよ、平群こどもサミットは子どもたちが主人公のサミットであり、両者の間には厳格な線引きが必要であります。この点についてもどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

次に、2点目といたしまして、学生を対象としたインターンシップ支援についてお聞きをいたします。平成28年に策定されました平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略で町の目指すべき方向として、四つの基本目標が掲げられております。その中で多様な施策も列記されています。その中で、3番目の基本目標にあります「新たな雇用と交流をつくる」というのがありまして、その基本目標の中で具体的な施策として、学生を対象としたインターンシップ支援事業が入っております。今回この点について質問をいたします。

言うまでもなく、インターンシップは、学生が一定期間、官公庁、企業等へ実際に就労体験をする制度であり、学生にとっては仕事や職業に対する興味、関心を高め、みずからの適正や適職を発見するよい機会だけでなく、ビジネスマナーや社会の規律を守り、責任を持って仕事、業務に当たることで、社会の基本的な心構えを身に着ける貴重な体験の場となります。片や、企業、会社側にとっては、社内の活性化や自社のPR、広報活動に役立ち、産学連携の強化にもつながっていくものであります。

そこで、このインターンシップ支援事業について3点質問いたします。

まず1点目といたしまして、この支援事業の目的とどのような方向を目指しておられるのか、お聞きをいたします。この点については、平成9年に国のほうでインターンシップに関する共通した基本的認識や推進方策を取りまとめた「インターンシップの推進に当たっての基本的な考え方」が作成され、国のほ

うも普及に努めて推進されていきました。

その後、社会の変化に伴い、平成26年には近年の社会状況に対応したものに見直しがされたところであります。このように国の推進体制や、大学、企業も制度上では既に出来上がっているような社会情勢の中で町が主体を持って施策を進めていくことになるが、どのように考えておられるのか。この点についてもお聞きをいたします。

次、2点目として、総合戦略が策定されて以降、今日まで、この件について どのような取り組みをされたのか、お聞きをいたします。町内事業者とこの支 援事業について話し合いをされたのか。また、大学や県を通じて問い合わせが あり、各事業者へ情報発信されたのか。あれば、具体的にお示しを願いたいと 思います。

3点目として、今後、この施策事業をどのように展開されていかれるのか、お聞きをいたします。まず、本町で考えられるのは、平群町における官公庁や企業、地元事業者からの情報発信の要請があるのか見きわめる必要があると思います。しかしながら、現実問題として、町内でこの制度を利用しようとする事業者が果たしておられるのかどうか疑問視するところもあります。事業展開の前に大きく立ちはだかっているように思われます。

しかし、そこで少し視点を変えてみれば事業展開も可能だと思います。本町の基幹産業である農業に目を向ければ、現在本町の農業は、花、果実、野菜等、多面的な農業が活発に展開されており、より農業を活性化し、担い手の育成や新規就農者への増加につながる農業インターンシップを前面に押し出し、事業を展開していくことも選択肢の一つとして考えられますが、この点についてもどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

以上、2点にわたっての質問でございます。明確な答弁をよろしくお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、下中議員の大きな1項目めの「平群こどもサミット」の開催についての御質問にお答えをいたします。

1点目のこどもサミット開催に至った経緯、開催の意義、目的はとの御質問ですが、まず、こどもサミットの開催についての経過ですが、新しい教育委員会制度のもと、平成28年1月に平群町教育大綱が策定をされ、その具体的な施策において、学校教育、就学前教育の推進、質の高い教育環境の充実の中で、こども園、小学校、中学校との連携教育の推進を掲げており、具体的な取り組

みの実践をどのような形で行うのかを教育委員会と学校現場とで協議を重ねまして、平成28年度に第1回目を開催し、今年度第2回目の開催に至ったところでございます。

次に、会議の意義、目的でございますが、議員が質問の前段の部分で御説明いただいたとおり、子どもたちの自主性を育て、子どもたちみずからの感覚、言葉で自分たちの学校、地域を作っていくことを目的に、町内の小中学校の子どもたちが集い、自分たちの学校や地域に共通するさまざまな課題について考え、話し合う場として開催をしております。テーマにつきましては、学校側で決定してもらっております。平成28年度は「楽しい学校」を、平成29年度は「平群町を多くの人に知ってもらうために私たちができること」を開催テーマに実施をいたしました。

2点目の開催状況の様子、成果、評価、開催後の変化などの御質問でございますが、開催状況の様子につきましては、35名の小中学校の子どもたちが一堂に初めて顔を合わせることもあります。最初はかたかった表情でございましたが、アイスブレイクで自己紹介をしたり、緊張を解きほぐした後には、表情が柔らかくなりまして、大変盛り上がりまして、大きな一体感を感じることができました。

三つのグループに分かれまして、中学生が司会進行役を進め、リーダーシップを発揮をして、子どもたち全員が意見を出し、話し合って、取りまとめの最終発表を行いました。学校の先生方のサポートはありましたけれども、基本的には子どもたちみずからが進める形で進んでいきました。発表内容も平群のことをよく勉強しており、昨今のSNSの普及など子どもたちの取り巻く社会情報の知識も多く、趣味や関心、意見や見方など、少し考えが凝り固まった大人の発想ではなくて、子どもならではの特徴が顕著にあらわれていたところでございます。

開催後の変化についてでございますが、今年度の開催が8月の29日でありまして、まだ具体的な総括はできていませんけれども、子どもたちがサミット開催成果をどう生かし、具体的な取り組みをしているかということにつきましては、学校における授業やカリキュラムなどもある中で、一つの事例としましてですけれども、各学校で取り組んでおります共同学習の一環で、本年6月に各小学校の3年生が全員が一堂に会しまして、自分たちの校区について調べたことを発表する校区自慢大会を開催をいたしました。自分たちの校区自慢を発表するとともに、そのほかの校区を知ることでありますとか、交流することを目的としておりまして、日々の学習でありますとか、地域で子どもたちにとってよい経験や知識として生かされていると考えておるところでございます。

次に、3点目の次年度以降の取り組みについて、新たな試みの検討を考えて続けて開催していくのかという御質問でございますが、今年度の開催状況を検証いたしまして、学校現場の意見も聞きまして協議した上で計画していくわけでございますが、基本的には継続をして開催をしていきたいと考えておるところでございます。

議員御提案の新たな試みとして、保護者のグループをつくっての話し合いなどの参画、そして、プロジェクトの発表や大人たちの思いを子どもたちに伝えるということで違う側面を発見できるのではとの御意見いただいております。このこどもサミットにつきましては、大きな意味でですね、園、小中学校の連携教育の推進でございまして、学校教育の充実を図るものであると考えております。平成29年度の学校教育指導の重点におけるテーマにつきましては、「笑顔でつながる平群の学びの場」を目指した取り組みの一環であると考えております。まだ今年度総括ができていない状況でもあります。議員の御提案の趣旨は十分理解するところでございますので、貴重な御意見としてお受けいたしまして、今後、先生方や学校現場の意見聞きまして、来年度以降の検討事項として協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○ 1 1 番

教育委員会のほうから今、丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。これは、先ほど私も申し上げたように、教育大綱が定められ、これに基づいて教育を進めていくということで、具体的にかなりたくさん書かれております。その中で多いのが、大きく五つの基本目標ですかな。それから具体的な施策として4項目。その中で学校教育、就学前教育の推進という中での一つとして、こども園、小中学校の連携を進めていくという中でのこの事業だというように思っております。今、課長のほうからそのような答弁がございました。その具体策として、子どもたちが一堂に寄って、いろんな話し合いをする、自主性も育っていくと。また、自分たちの学校や地域をよく知る、学んでいくということでありますが、そのように今、目的、意義ということで言われました。

それとともにね、もう一つ、目的の中で、ちょっと私、聞き漏れたかわかりませんねけども、大綱に書かれている自主性を育てるとかそういう面とともにね、やはり、町内の3校ありますけれども小学校の、また中学校1校と、その子どもたちの交流も一番大事なことかなと思いますねけども、その点についても、やはり、このサミットを企画された目的といいますかな、その意義があん

のかと思いますねけども、その点も含んでると思いますねけども、その点について、ちょっと簡単にまたお願いいたします。

それと、今、私が申し上げたのは、教育大綱に基づくいろんな実践的な取り組みとしてのサミットでありますが、それとともに、今申し上げた子どもたちの交流、ほかの地域を知るということが大きく前にあると思いますねけども、その点について、再度お願いしたいと思います。

それと、2点目の開催状況、その後の変化ということで、今年度、私、たまたま最初から大方最後まで見学させていただきました。昨年度は知らなかって広報で知っただけで、ちょっと残念な気がしましたけれども、そのとき初めて、先ほど課長のほうから、緊張した子どもたちの前でアイスブレイクという、私、初めて聞きましたけれども、そういうことがあって、中学生でしたかな、手品で始まって一同和んだと。それから進んだちゅうことで、大変活発な話し合いであったと私は思います。その開催状況は私もつぶさに見ておりますので、今、課長が言われたようなことで、確かに中学生が上級生という自覚を持って、司会進行、リードをしておりました。これも確かです。

それと、一番大切なことはこの成果をどうしていくか。各学校へ持って帰って、どのように生かしていくか。どのような取り組みをしていくかということが一番求められてるところであり、確かにね、ことしの「2017平群こどもサミット開催のお知らせ」、報道発表のとこにも書いてありますように、「本年度は平群町を多くの人に知ってもらうために私たちができることをテーマに子どもたちみずからが調べたことや感じていることを発表し、話し合い、具体的な取り組みを考え」、これが要所な、で、一番この最後のところで「今後の各学校での取り組みに生かしていくことを狙いとしています」と。これが一番今年度の狙いと思います。

その点について、8月の末に行われたので、まだまだ総括するだけの余裕もないということで、まだ今年度に至っては最終的な答えも出てないというところでございますが、昨年度はされて、多分それが今年度の先ほども言われた校区自慢につながっていると思います。それが確かに、子どもたちが郷土学習の一環としていろんなことを、地域のこと、学校のことを学ぶということで、今年度の3年生による校区自慢大会ですかね、ここにつながってると思います。これは先ほど課長も言われたように、そういうのをして、郷土学習の一環としてつながっていると、まさにそのとおりだと思います。この校区自慢大会も、ちょっと私も公民館で拝見させていただきましたけど、大勢の子どもたちがかなり活発にされておりました。また、テレビも入っておりましたし、大変にぎやかでした。こういうことも平群町の子どもにとっては、楽しい貴重な体験や

と思いますので、この校区自慢についても次年度以降も続けていってほしいと 思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、さっき若干、簡単にいろんなこと、開催状況、触れていただきましたけれども、まず一つ、子どもたちは実際どのように感じておるのかというのと、それと、指導に当たっておられる先生方。先生方がどのような思いでおられるのかということをちょっとお聞きしたいと思います。昨年度はサミット終了後、若手教員の研修会ということで、先生方のいろんな研修もされたと思いますが、ことしはまだやと思います。まだ日もたってないので。そういうこともありますが、実際、参加された子どもさん、また、先生方が一体このサミットどうやったのかなというような思いで思われているのか、その辺をちょっと再度お聞きしたいと思います。

それと、初めに申し上げましたが、開催テーマ。実際のとこは、教育委員会から「ことしはこのテーマでしなさい」と各学校に通達するのか。いや、各学校で自分たちで持ち寄ったテーマを小学校、中学校が寄ったときに決めていくのか。その辺、各学校で決まったっちゅうような答えでしたけども、その辺ちょっとわかればお示し願いたいと思います。

それと3点目、次年度以降もするということで、これは続けていってほしい と思います。実際、子どもたちが楽しくしてる様子を見ると、やはりこれも続 けてやっていただいたらいいなと思います。

それと、私、一つ、提案した保護者チーム、こらまあ、学校行事のところに保護者が入っていくというのも難しい部分もありますが、特段、私、感じたのはね、ことしのテーマ。「平群町を多くの人に知ってもらうために私たちができること」。小学生、中学生ができることを述べるわけですわね。そのときに「あ、大人の人ってどんなことを考えてるのかな」という思いもあろうかと思いますので、一つの提案として、きょう提案をさせていただきました。これはまあ、やはり、学校での行事でありますので、難しい側面もあると思います、確かにね。これはもう、やはり、小学生、中学生、保護者とぴしっと線引きをして。もし、開催するのであればね、それは厳格に守ってほしいと思います。これはこれから開催も終了も、いろんな会議等でまた検討もあろうことと思いますが、じっくりと検討していただいて、また違う面の試みも次年度あるかもわかりませんけれども、その点ももう少し、まだまだ時間もありますので、ゆっくりと考えていただきたいと思います。

今ちょっと、二、三、再質問いたしましたので、答弁のほうよろしくお願い します。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えをさせていただきます。多くの質問をいただきましたので、 ちょっと漏れておりましたら、また教えていただけたらなと思います。

まず、子どもたちの3小学校の交流についてでございますけれども、学校からの経由で、子どもたちの意見なり感想なりを聞かせていただきました。小学生につきましては、ほとんどが「とても楽しかった」という御意見。そしてまた、「中学生のお兄ちゃんやお姉ちゃんが話し合いを引っ張ってくれて、本当にいい経験になった」というようなこと、そしてまた、「他校と交流ができたことで各学校のきずなが深まった」と。そして、「学校が楽しくなってきた」と。そして、そのような形で次年度以降への期待を込めたような肯定的な意見が多数寄せられておりますので、本当に3小の交流がすごく大きな成果として出ているのではないかなと考えております。

そしてまた、ほかの地域の校区の3班に分かれて意見交換をしたわけなんですけれども、その中でほかの校区が違う小学生、そしてまた中学生との意見交換の中で、本当に他の校区を知るといういい機会にもなりましたし、中学生のリーダーシップが発揮されて、会をまとめる、進行をまとめるという面ではすごく連携ができたのではないかとこのように考えております。

そして、アイスブレイクをいたしまして、和んでいったわけでございますけれども、大切なことは議員述べられましたように、成果をどのようにつなげていくかということでございますけれども、終わってですね、感想といたしましては、子どもたちの成長といいますか、それを実感したところでございます。ともに、さまざまな面で気づかされた点もございます。自主性でありますとか感性を大切にして、発達段階に応じた教育の重要性を改めて再認識できましたし、開催の目的を達成できたのかなと考えております。

校区自慢につきましても、3年生が一堂に会しまして開催をいたしました。 その中でもやはり、校区の違う子どもたちは知らないことがいっぱいありまして、それにつきましても他の校区のことをいろいろ、地域のことでありますとか、自然のことも含めまして、文化財も含めましていろいろ知識の共有ができて、本当に幅広い校区自慢の成果が出たなと考えているところでございます。

そしてですね、先生の思いでありますとか、先生方の感想なんですけれども、 ちょっと聞いております。まだ正式な集約はできておらないんですけれども、 ちょっと学校から聞いておりますのは、「町内の子どもたちのつながりが生まれ た瞬間を見ることができてとてもうれしい気持ちになった」と「涙が出そうに なった」というような先生がおられました。そして、「小学生の生き生きとした 表情や中学生の頼りになる進行に驚かされた」と。そしてまた、「自分の教師生活への学びがあった」、そして「本当に大成功だったと思った」などの先生方からの感想を聞いております。

そして、テーマの決定をどのようにして決定されたのかというような御質問だったかと思います。今年度のテーマにつきましてはですね、早い段階で各学校で協議をしていただきました。そして、学校でありますとか、平群町に共通します課題を挙げましてですね、経験を積んでほしいことですとか、子どもたちに自主性を育てるという観点からもいろいろな議論をしていただきましてですね、若手の教員を中心にテーマを決定していただいたところでございます。

次年度以降、今後の取り組みはどう生かしていくかということにつきましてですね、次年度につきましては、今後の検討課題となるところでございますが、今回の成果をまた次年度につなげていくように、できる限り継続して開催をしていきたいとこのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長

下中君。

○ 1 1 番

確かに意義、目的というところで、地域を知る、学校を知るということで、 非常に自主性とともに、やっぱり他の学校との交流が深められたと。かなりそ こで大いに効果があったということで、そこには目的と意義があろうかと私も 思います。

それと、後の成果ですわね。これが実際学校に持って帰ってっちゅうことで、これはまあなかなか難しいところでありますが、今年度については、そのような流れの中で校区自慢がでけたと。これも次年度以降続けていくということですので、これもぜひそのまま続けていってほしいと思います。それで、子どもたち、先生方もかなり活発にされておりましたし、先ほど先生方のお話の中でも次も次もというような思いでおられるというふうに伺っておりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それでは、開催テーマ。これ、私、初め、教育委員会のほうから提示して、これで話をしなさいというようなんかなという思いでしたんやけれども、各学校でサミットに携わる先生方が話し合って決めていくと、で、ことしはこれということで決まっていくっちゅうことで、まさにそこで、やっぱり、現場におられる先生方が一番よく子どもたちを理解されておるので、そこから上がってくるテーマだということでいいと思います。これはかえって教育委員会のほうから、ことしはこれ、あれというように決めるより、今の決め方のほうがいい

と思います。これも先ほど、次年度以降も続けるということですので、テーマ の決定についてもそのようにしていっていただいて、ありがたいと思います。

こうしてね、いろいろやっておられる中でね、ちょっと残念なことがね、先だっての政策体系には載ってませんでしたけども、いつも教育委員会出していただきますわな、何か評価標準の。教育長名で。あの中でこの事業はBとなってましたわな。大学の先生の知見が入った報告書ですけれどね。ちょっと残念で。私、去年から始まって、多分、去年28年度の分についての評価だと思いますけれども、あまりよそにないようなことでやっておられるので、Bちゅう評価で、ああ、やっぱり大学の先生厳しいなという目もしましたけどね。私としてはね、A評価でもいいのかなというふうに思ってますのでね。それは、たまたま評価表のところでB評価。あれはA、B、C、Dですかね。4段階でしたけれども、そのうちのBということで、これはまあ来年もしっかり頑張れという評価かなと私は思っておりますので、次年度以降も頑張っていただきたいと思います。

最後に一つだけお聞きしますけれども、昨年、今年度と2回、こうしてサミットをされ、子どもたちや先生方、また保護者の方からいろな話も聞かれると思います。そんな中で次年度以降も開催していくというお気持ちでありますので、このサミットを計画、実施されてよかったなというのが一つの感想ですねけども、教育委員会としてどのように受けとめて、次年度以降に生かしていくのか。その点だけお聞かせ願えたらありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えをいたします。

教育委員会の考え方の感想としてはですね、今回このサミットの中で、一つには大きな成果としては、教員、学校の先生ですね、先生の育成の研修の場としても活用できたのじゃないかなと考えております。先生方にとりましても学校間の交流が促進されたということもございますし、他市他町から通勤されておられます先生が本当に平群町のことを知ることができましたし、平群町の教員であるということを再認識できたということでも研修効果の一助になったのではないかなとこのように考えております。そしてまた、今後につきましても、この開催に当たりましては、教育の重要性を改めて再認識できたところでございますので、次年度に向けてですね、さらなる充実した取り組みをしてまいりたいとこのように考えております。

○議長

下中君。

○11番

今、課長のほうから先生方の様子も聞かせていただきました。実際、平群町の教員として頑張っておると。若手教員のこともありますし、子どもたちも楽しい企画であると喜んでおりますので、ぜひとも次年度もいろいろな企画を考えていただいて、これもテーマも決め方と同じように教育委員会からああしろこうしろじゃなく、各学校の自主性を尊重したやり方で次年度以降も続けていっていただきたいことを申し上げて、この件については終わります。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員の御質問でございます。学生を対象としたインターンシップ支援事業につきましてお答えを申し上げます。

まず、1点目のインターンシップ支援事業の目的でございます。学生の皆様が平群町で働いていただく、ひいては住んでいただくということが一番大きな目的ではございますが、この事業において本町のよさや強みを学生の方にアピールするためにも有効な手段であるというふうに考えております。奈良県では大阪や東京の大企業に目が向きがちな大学生の方に対しまして、奈良県内に関心を持ってもらえるように、奈良県インターンシップ制度やふるさとワーキングホリデー事業、そして、農業に特化した農業インターンシップ事業などが行われており、当町におきましても近畿大学農学部や奈良教育大学との連携により、それぞれの分野での学生の受け入れを行ってきたところでございます。

2点目のこれまでの取り組みについてでございます。昨年度、奈良県が実施をしております総務省から委託事業でございます地域での定住・就労を目的といたしましたふるさとワーキングホリデーに対しまして、本町においてもくまがしステーションで受け入れ協議を行いました。しかし、諸事情によりまして、結果として受け入れができなかったというふうな事例がございました。本町といたしましては、独自の事業になりましたら、町内には企業も少ないというのも片や現状としてあるわけでございます。

3点目の今後の施策の展開についてでございます。この支援事業の肝の部分でございますが、受け入れ企業と学生のマッチングであると考えております。 当町の場合、町内に企業が少ないという現状を踏まえまして、学生を受け入れられる企業、事業所があるかどうかということを企業・事業所の窓口である商工会とまずは情報共有をしてまいりたいと考えております。また、平群町の基 幹事業でございます農業に視点を向けた支援事業につきましては、受け皿となる農業経営者の意向もあることから、担当課と協議を行いまして、農業経営者と大学や学生、それぞれの希望に合った場合につきましては、速やかに担当課との調整、また協力体制をとりながら対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

下中君。

○ 1 1 番

要は定住促進をする、人口ビジョンからかかわった総合戦略の中の一つの事業として策定されたと思います。その中で私も申し上げたし、今、課長のほうからもありましたように、なかなか平群町で事業展開は難しいな、施策の遂行は難しいなというのが一つ考えられると思います。

そんな中で目的には、これも先ほど述べられたとおり、誰からも理解できるところでありますが、なかなかそれが実践できないのが平群町の弱みといいまか、企業がないというところでございますが、その中でちょっと例として、県などから奈良県インターンシップ制度やふるさとワーキングホリデー事業、 農業に特化した農業インターンシップ事業などが展開されておるので、そういう紹介も今いただきました。確かにね、独自というと難しいことがありますので、今、例として述べられました県の制度、また国の支援等も踏まえたこのような事業ですわな。言うたら、独自で展開していく以前というよりも、国、県からなどの事業をうまく活用して本町に生かしていく。本町でうまく合わせていくということが進めていくことで、私は目指すべき方向かなと思いますけれども、その点について、本来独自で主体性を持ってやるのが一番大切やけども、なかなか現実問題として苦しいところもありますので、例として示されたそういう制度をうまく活用して本町に合ったように、合わせてきて事業を進めていくということが一番早いあれかなと思いますので、その点、ちょっとお答え願いたいと思います。

それと、2点目のことで、策定後、総合戦略もできてそう日もないことですので、そんなにたくさんの施策、事業は全部全部が遂行されているとは思いませんが、一つだけ総務省関係、県が主体となって、ふるさとワーキングホリデーですかな、で、町へ問い合わせがあったと、そういうことですね。問い合わせがあったが、事業所ともいろいろ協議したが受け入れができなかった、話が成立しなかったということですので、こういうことは多々あると思います。今後もこういう問い合わせ等もあろうかと思いますが、先ほど課長が言われたよ

うに、独自企業が少ない中で、たまたま、この今、取り組み以降に問い合わせがあった部分についてね、やはり、町内の官公庁といえばもうおのずと決まってきますわね。そういうところでね、そういう県からの問い合わせとかいろいろ情報提供があった場合に、積極的にね、やっぱり受け入れていくという姿勢が大事かなと思います。大企業があってね、本社もあって、ここで全部が全て決済おりる事業者があれば別ですけれども、なかなかそういう事業所もございませんので、今度の取り組み以降の問い合わせちゅうことで現にありましたのでね。成立はしなかったけれども。やっぱり、そういうことで、これからもそういうこともあろうかと思いますので、問い合わせがあった場合は積極的に町としてはね、役場も来ていただいて結構ですので、積極的には取り入れていくという姿勢が欲しいですねけども、その点について、また再度お答え願いたいと思います。

それと、3点目、今、私は提案として、なかなか全般にわたっては難しいけれども、本町では農業が盛んにされておるということで、大規模な農業経営者もおられると。ちょっとした小事業者より大きいような社員を抱えておられる農業経営者がおられますのでね、そういうというところで実際応募があるのかないのか、これはわかりませんけどね、やはり、その点をちょっと考慮していただくということで、先ほど課長のほうから事業所の取りまとめとして、商工会と情報共有していきたいというようなことでありますので、これ、一歩前進であると思います。

それと、いわゆる小売業者とか工場経営者、いわゆる商工会加盟の方がもうほとんどだと思いますけれども、そういう事業者とともに、やはり今言うた農業経営者。これは多分ね、私思うのには、全部全部私も承知しておりませんけども、一番大きいのは多分花関係の団体だと思いますわね。それとイチゴ、ブドウとかなりの人数の方が一つのグループ、出荷組合ですかな、団体つくっておいるな情報を共有し合うと。いや、うち、だから、ここでブドウをつくってる人が今、学生で来て、いてるんだと問い合わせがあればね、そういう方と相談するということで、今、商工会とも情報共有してやっていきたいということで一歩前進ですのでね、そういう農業団体の方とも一度、一度ですよ、すぐにね、協議会設置してではないですねけども、こういう制度で、やはり平群の農業を育てて行こうということで。これも一番前面に出んのは担当課ですねけども、そういう方と寄ってね、勉強会的な、研究会ですかな。研究会というと、また非常に難しくなりますが、ちょっと勉強会、簡単な勉強会的なものをちょっと催していくのも、会合を進めていくのも、会の方法かなと思いますねけれども、その点についてもひとつお願いいたし

ます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、再質問の1点目でございますが、いろいろと県行政のほうより情報提供を賜っておるいう部分でございますが、今、先ほど答弁の中で申し上げましていくのかというところでございますが、今、先ほど答弁の中で申し上げましたように、奈良県におきましては、やはり、当然自治体の規模が違いますので、たくさんの事業ということで、先ほど申し上げましたワーキングホリデーであったりとか、農業に特化した事業、また、県内大学のほうで協議会もつくっておられまして、そことのタイアップをされたようなインターンシップ事業等も多々取り組みをされておられます。その都度、県のほうからも情報提供いただいておりますので、当然それぞれ展開をされているものにつきましては、一定承知はしておるところでございます。今後、県のほうからいただきましたそういった情報も含めて、本町にマッチングするもの、また本町の事業所等々で対応が可能なものがあるとすれば取り入れていきたいというふうには、まず考えておるところでございます。

次に、事業所の関係でございますが、先ほど1件問い合わせがあった部分がなかなかうまいこと成就しなかったという部分でございます。町内に事業所が少ないということで、それでは町行政の関係であったりとか、外郭団体等への受け入れという部分でございます。ここにつきましては、当然それぞれちょっと担当課もございますので、そういう事情があれば、一定担当課と協議をさせていただいて対応してまいりたいというふうに考えております。

非常にいいことやなと思いましたのは、このインターンシップのいろいろ記事を読んでおりましたら、企業さん側からの御意見なんですけども、こういう学生を受け入れたということで何か感想等ございますがというふうな記事がございましたんで、ちょっと読んでおりましたら、なかなか学生を受け入れることによりまして、その方たちを指導するということで改めてやっぱり自分の仕事を見詰め直すよい機会になったというふうな企業さんの御意見であったりとか、また、当然面接とかされるわけなんですけども、基本的には企業さんも4年生、いわゆる就職を間近に迎えられた学生さんの対応でございますが、インターンに来る子というのは3年生のお子さんとかもおいでになりますので、いわゆる若い子たちの就職観みたいなものを生の声として聞かせていただけたというふうなことも含めて、非常に企業としてもメリットのあるような感想も多

うございましたので、もし、そういうふうな町役場のほうで機会がありました ら、人事のほうの所管でございますけれども、担当課のほうとも協議しながら 進めてまいれたらなというふうな思いは持っております。

次に、3点目でございますが、農業経営者さんとの懇談というところでございます。これも議員御質問の中でおっしゃっていただきましたように、平群町の場合、農業というのが基幹産業でございます。かなりたくさんの農家の方が経営者として営農に取り組まれておるということでございます。そういった農業経営者の方との意見交換というのは非常に我々もいいことやと思っておりますので、今の学生を捉まえての就労観とか労働観みたいなものを、働くということに対しての考え方みたいなものは大変大事なのかなというふうに思っております。そういった意味でそれぞれ、またこちらのほうも所管の課、ございますので、所管の課と協議をしながら意見交換等についてもちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長

下中君。

〇 1 1 番

課長、丁寧に答弁いただいてありがとうございます。

1点目については県等の事業もうまく活用すると。平群町にマッチングした 部分については大いに力を注いでいくということで、これもなかなか独自では 難しいところがありますのでね、そういう面は十分活用していただいて積極的 に進めていっていただきたいと思います。

実際のとこ、学生が来るということは、やっぱり、平群町に興味関心があるということやと思います。かつ、平群町内で仕事していただくと。それで、結果としてね、やはり、ここで結婚、出産と、居住していただくのが一番最高でありますけれども、なかなかそうはうまいこと、ことは運ぶようで運ばないのが世の中でありますが、やはり、目指すべき方向、目的としてね、そういうことも含んで、今後そういう制度も十分活用したマッチングした部分については積極的に進めていっていただきたいと思います。

それと、2点目以降、先ほどちょっと具体的に名前も挙げました。実際のところ、本町役場、財団等が挙げられてこられますが、これはすぐに「そうですか、へえ」というわけにいきません。それはいろいろ中の内部のこともありますので。といえども、積極的に取り入れていくということですので、この部分についても今後やっぱり、積極的に取り入れて来ていただくという方向でお願いしたいと思います。

ちょっと余分になりますけれども、私も提案いたしましたけれども、奈良女

子大学との提携の中でね、ちょっと私も一、二回お話をさせていただいたときに、奈良女子大学のほうから、奈良女子大学は優秀な学生が多いので全国に散らばっておりますが、やはり県内で学んで県内で働いていただくということも、センター長はかなり熱心に言われておりました。そういうこともありますので、その中で「平群町の職員の中におりますか」というようなことも言われましたし、実際のところ、一生懸命県内で今働いてもらう、町内で働いてもらうと一番ありがたいことですので、その部分についてもね、また今、課長言われたように積極的に取り入れてよろしくお願いしたいと思います。

それと、3点目の、これが一番難しいとこですねけども、商工業者との話し合い、農業経営者との話し合いというのもなかなか難しいところがありますけれども、やはり、こういうことで平群町も人口ビジョン、また総合戦略として施策を立ててやってるんだということを知ってもらうということね、第一ね。「いや、それ、何やってるんや」と言われたときに、いや、こういうことをやって、若い人材がたくさん来ていただくということを支援してるんだということをね、本当に事業者、また農業経営者に知ってもらうちゅうことは一番先に先決問題ですので、それを知っていただいて。そしたらどうしようかなという話になると思います。そのときに「あ、1回このことについて、やっぱり膝を突き合わせて話しようか」というようなことになればありがたいし、その方向に持っていくのが今この支援事業の一つだと思います。

何も問い合わせないのでほっときましょかということではちょっと残念な結果になりますので、積極的にはこっちから、各事業者とか、商工会ですわね、窓口として。そういった経営者の団体等に呼びかけて、こういうことで平群町も若い人に来ていただくということをやってるんだということをアピールして、一つの勉強会的なものをつくっていくということで。これも課長のほうから、今後そういうことで取り上げていくということですので、またやっていただいたらありがたいと思います。

ちょっと一つの例としてね、これまた後ほど渡しますけどね、これ、農業インターンシップの記事で、ある新聞の記事ですねけども、これがね、お寺が中心になってますねん。お寺で泊まって、これは、記事は水田農家で一生懸命農業されますねけども、泊まるところはその農家の家と違いますねん。そこのお寺。お寺へ泊って就労体験をするということで取り上げられておりまして、三、四人ほど学生が来てるちゅうことでありますので、そこには農業の苦しさ、しんどさ、また楽しさ、未来性もいろいろ考えることもできる。また、お寺へ泊るちゅうことで一つの人生の修行みたいなことでやっておられますところもあるということですねけども、これはこういう例もあるちゅうことですので、本

町で言う、ちょっと農業インターンシップに特化したような方向で進んでいくのも方法であるのかなという選択肢を提案をいたしましたけれども、実際のところ、やはり、一番来ていただいてほしいなと思っておられる方も多くはいらっしゃると思いますので、その点、こんな勉強会的なことも積極的に取り進めて頑張っていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時05分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号5番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○ 1 2 番

議長の許可を得ましたので、通告により大きく6点について質問いたします。 行政側におかれましては、明快な御答弁をひとつよろしくお願いを申し上げます。

まず1点目、適切な公文書管理へ。健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資産として、その公文書を主権者である国民が主体的に利用し得るものであることを担保とする公文書等の管理に関する法律が平成23年4月1日施行されました。平群町の公文書は、文書編さん保存規程に基づき、保管、保存し、紛失、火災、盗難等を防止するとともに、常に活用し得るようにしなければなりませんとなっております。保存年限は永年、10年、5年、1年に属するものなどの保存基準があり、また、文書の整理は原則としてフォルダーにより行い、ボックスに収納し、キャビネットに保管、もしくは集中文書庫に格納し、管理しなければならないとなっております。

現在、1年以上の公文書の書庫は、町長部局では役場正面の東側の倉庫、議会は事務局前の南側の倉庫、階段のとこですね、教育委員会は児童館等に保管されております。住民共有の知的資産、住民が主体的に利用し得るものを担保

とする上において、現状の公文書の保存場所並びに管理方法に疑問視をせざる を得ません。そこで、安全で簡素化でき、住民の利便性向上につながる文書を 電子化管理すべきと思いますが、いかがお思いですか。

2点目でございます。平群町災害時の避難対策計画について。平群町地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び平群町防災会議条例に基づき、平群町地域に係る住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係地方行政機関、関係地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設、管理者等の協力を得て、総合的にその効果を発揮できるものを目的とされています。この計画に掲げられた事項を円滑に運用するために、必要に応じ、細部の活動計画や災害対応マニュアルが作成されております。

今回の主旨質問は、避難所開設並びに運営フローのことでありますので、では、災害発生、災害状況の把握、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき、避難所開設の決定、避難所開設の周知、伝達、避難所開設所の管理運営を行うことになっております。避難所開設に伴い、移送の方法は避難途中に危険がある場合、あるいは高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、傷病者等通常の手段では避難できない住民については車両を利用し、移送を実施することになっております。

この件についての細部につきましては、1、避難所の管理運営では、避難所を開設したときは直ちに避難所に担当職員を派遣し、避難者の把握と保護及び避難所の秩序保持などの管理を行う。町は避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なるものとする。また、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い、年齢の差などに配慮する。

2、管理の報告では、避難所の開設者は被災者の出入りを確実に把握し、一 定時間ごとに町本部へ報告。

第3、情報の伝達では、避難所開設者は避難所内に伝達する情報の内容、周知、伝達方法を定めるとともに、避難者の求める情報が何かを確認し、現地の ニーズを町本部へ伝達する。

4番目、給水、給食などの実施では、避難者に対し、給水、給食を実施する とともに、生活必需品の供与、貸与を行う。

5番目、健康対策では、避難者の健康保持のため、町本部、県本部及び医療機関が連携して健康相談、健康教育を行うとともに、必要な保健、医療、福祉のサービスが確保されるように調整するなどであります。

先月7日に台風5号が近畿地方に上陸。平群町に大雨洪水警報が発令され、 災害警戒本部が設置後、防災行政無線で避難準備、高齢者等の避難開始を発令。 自主避難所 4 カ所、平群北小学校、平群南小学校、中央公民館、スポーツセンターが開設。自主避難は、平群南小学校にお一人と中央公民館にお二人が避難されました。そこで、質問させていただきます。

1番目。精神的な不安をお持ちの避難者方に対し、避難所としての受け入れ及び運営は避難者主体となって運営されなければなりません。ハード、ソフト両面の体制は万全でありましたか。

2番目、指定された避難所は万全な機能を有してなくてはなりませんが、今回指定された避難所は、例えば、備蓄倉庫がないなど避難所として機能を十分に満たしてない施設が指定されています。

続きまして、大きく3点目です。町内建設業者育成を。平成19年度に新財政健全化計画が策定され、建設工事では、最低制限価格制度を設定。経費削減に寄与してまいりましたが、10年前には指名建設業者数(平群町に本店並びに支店、営業所)は55社でありましたが、現在は34社と21業者、38%も減少となりました。

町内の建設工事請負格付は5ランクに格付されており、地元業者、平群町に本店はA級が2業者、B級が8業者、C級が10業者、D級が10業者、E級はゼロで30業者で、特にA級については(請負金額2,000万から1億未満)、以前の5社から2社に激減いたしました。入札氏名業者の選定基準は7業者以上、なお、最低制限価格を設定した場合は5業者以上となっております。

今後、大規模災害時等において、災害復旧、人命救助等、災害復旧、人命救助等、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するには地元業者の協力が必要不可欠となります。既に某市では、昨年度より地元業者(本店)だけを指名され、地元業者育成に寄与されております。

平群町、平群駅前整備事業は来年度完了予定となっており、今後、公共事業の発注減が予想されます。地元業者育成の観点から、来年6月ごろ予定されております指名格付委員会で入札制度の一部を見直して検討すべきであると、この問題についてはことしの3月議会に質問をいたしました。担当課長は「公共事業において、入札は競争性を担保しなければなりません。どのような格付がよいのか、業者全体及び格付委員会でしっかり議論してまいります」と回答されました。来年2月には2年に一度の指名願いの年であります。6カ月間に業者選定及び格付委員会でしっかり議論していただいたと思いますが、入札制度の一部見直しはされましたか。どうですか。

大きく4点目、自己水を廃止し、県水100%編入計画について。過去から議会で、3施設の浄水場運営にはいろいろ課題が山積しており、浄水場廃止をして、県水100%の水道事業運営をすべきと提案をしてまいりました。昨年

の7月29日と10月19日に全員協議会が開催され、給配水量の全量を県営 水道から受注すること及び、これに関する管路計画と受水地点増設事業に関す る覚え書き並びに確認書の案件が提出されました。

県水100%の転換理由として、現在、平群町の水源割合は県水道用水が約85%、自己水が約15%であります。自己水の3施設浄水場の現状課題は、各浄水場は施工から約40年が経過し、設備機器等には既に更新時期を過ぎており、各施設ともに老朽化が著しく、取水量が減少する反面、漏水量が年々増加し、有収率は低下の一方であります。27年度に実施した本町水道ビジョンによれば、各浄水場は速やかな更新が必要であり、更新費用は約10億円を要するなど、以上の観点から経済性、災害時リスク及び供給安定性など全ての点で県水100%がベストであり、詳細な実施計画に向け、県営水道と協議を進めるという説明を2日間にわたって昨年受けました。

そこで質問をいたします。第1、ことしの10月1日から県水100%の配水が実施となっておりますが、ハード、ソフト面の進捗状況と今後の見通しについてお願いいたします。

2点目、3浄水場と藤代池の取水塔の施設解体撤去費合計で約1億円が見込まれております。今年度は、藤代池の取水塔約2,800万円と梨本浄水場約3,700万円の解体撤去費用が予算計上されております。藤代池の取水塔解体工事の工程は、まず池の水を全部抜き、一定期間池底を乾燥、その後、本工事に着手。主に重機を使用するため、工事外の堤の破損の可能性、そしてまた、一定期間農業作業等に支障を生じる可能性などが考えられます。予算上は解体撤去費関係のみ計上されておりますが、工事のハード、ソフト面等の増額も予想されます。

そこで、長年にわたり取水権を許可していただいた水利組合と、予算執行については水道課が施工か、水利組合施工か、どちらが好ましいのか、両面に考慮しながら早急に協議されるべきと思いますが、いかお考えですか。

3番目、残りの自己水施設の解体撤去予算計上は何年度と、それと残地処分 についての見解をお答えください。

大きく4番目でございます。公有財産の不動産管理について。公有財産は地方自治法に基づき、この用途により、行政財産と普通財産に分類されております。行政財産のうち町が直接使用する庁舎、消防署等などは公用財産で、町民が共同利用する学校、公民館、公園などは公共用財産として再分類されております。

普通財産は、行政財産以外の公有財産で、貸付、交換、売り払い、譲渡等ができ、主に経済的価値の発揮を目的としており、管理処分されるべき性格のも

のとなっております。

不動産には、土地及び定着物である建物、立ち木などがありますが、現在、 平群町が公有財産の取得後、道路用地、民間開発に伴って移譲を受けました緑 地及び公園用地、ため池及び堤など公共用に供してる用地以外の、開発公社が 先行取得用地及び事業完了に伴う残地等、5年以上保有している未利用地につ いて質問をいたします。

第1点目、平成22年から23年度に補助対象でございました国の緊急雇用事業対策により、平群町所有資産の洗い出しをされましたと。5年以上保有している未利用用地の総保有面積並びに行政財産及び普通財産の面積は幾らですか。

2点目、普通財産の処分状況はどのようになっておりますか。

3番目、行政財産は、公用及び公共用に供している財産もしくは、公用及び公共用の目的に供することを決定した財産、予定公物といいますが、現在、行政財産と位置づけしながら未使用の用地がたくさんあります。土地開発公社において先行買収し、公社解散後、町が代物弁済として所有した未利用用地について、当初の事業計画を見直し、事業化や処分等を行う必要があると思います。具体的には、環境改善事業用地、同和対策事業用地、公園墓地用地、都市計画道路用地など、事業用地について、今後の事業化や整理手法などの計画や見通しなど、どのように考えられておられますか。

4番目、現在、政策推進課が土地台帳を保有し、各担当課が管理しております。政策推進課が当初の事業計画を見直し、事業化の処分等を速やかに実施するとなれば、現行の職員では対応、私はできないと思います。そこで、新たな専従職員が必要となりますが、平群町に30年から40年勤務していただき、退職された職員は当初の事業計画、土地の所在地、いろんな何の事業であったか、他に携わっていなかったか、細部について把握されている物件も多々認識されると思います。長期培ってこられた能力、実績などの活用の場として、再任用の職員を配置すべきと思いますが、いかがお考えですか。

最後でございます。6点目。公共交通空白地域解消へ。コミバスとデマンドの併用運行を5年前から定例議会ごとに提案してまいりました。ことしの3月議会でデマンド導入の成功例として、熊本・長洲町を紹介し、その後、4月に自費で髙幣議員と2人で視察研修を行ってまいりました。

6月議会では、長洲町では、デマンド導入に踏み切った理由をお聞きしたところ、担当職員の方が住民の声を一番大切にして、平成23年10月から10人乗りデマンドタクシー2台で実施運行を行った。その後、高齢者にとっては宝物との好評を得て、また1台の増車がされました。担当職員は「今後も住民

の声を大切にし、地域が求めている公共交通実現のため頑張ってまいります」 と力強いコメントをされました。

平成28年度の平群町コミバス運行では、最低需要基準に達していないルート(事業廃止の検討を行う)や、収支率が6.5%の低率評価結果となりました。また、平成29年度からは国の補助金、1,778万2,000円がなくなり、委託費3,217万1,000円が町単独事業費となって、現在運行しております。

成功例の長洲町を参考に、地域住民が求めている公共交通とは何であるか、 真剣に考える時期ではないかと質問を私は6月議会でいたしました。町長は「平 成29年度は、利用促進のPR活動を行う一方で上半期の評価基準結果を見て、 次年度の事業継続やルート改正、またデマンド導入も含めて公共交通会議で議 論していきます」と回答をされました。

そこで、質問をさせていただきます。今年度の4月から7月までの4カ月間のコミバス運行利用状況は、南北循環・南ルート利用者数合計5,290人で、前年度比較合計では807人の減、また西山間ルート利用者数合計は3,041人で、前年度比較合計では690人の減。両ルートの利用者が大きく減少しています。利用者数減少の要因はどのように分析されていますか。また、利用者数減少対策として、どのような利用促進活動をされましたか。

2点目、町長は「平成29年度は、利用促進のPR活動を行う一方で、上半期の評価基準結果を見て、次年度の事業継続やルート改正、またデマンド導入も含めて公共交通会議で議論をしていきます」と回答をされました。上半期の4カ月の事業評価基準結果は前年度4カ月よりも悪い事業評価結果となっております。次年度の事業方針案を内部で検討しておられると思いますが、協議内容と、いつごろ、議会並びに地域公共交通会議を開催予定されていますか。また、デマンド導入についての協議内容はどうですか。

3点目、数年前からコミバス事業として、年に1回「コミバスでゆく秋の平 群町」が開催されております。昨年の11月7日実施運行されました。事業目 的と実績報告をお願いいたします。

以上大きく6点について、よろしくお願いをいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、1点目の適切な公文書管理へということで御答弁をさせていただ きます。

平群町におきましては、文書編さん保存規程を定めまして、その目的として、

行政が保有する文書に関し、「文書を整理し、保管・保存し、紛失、火災、盗難等を防止するとともに、常に活用しうるようにしなければならない」と定めております。

まず、公文書等の管理に関する法律の目的である、公文書等を行政が適正かつ効率的に管理運営することを行うために、第1に各課所属において発生した公文書を適正に管理し、文書編さん規程に基づく保存年限により保存していく体制の整備が重要であると考えております。現在、各課所属において、文書管理委員を任命し、各課所属の文書を適正かつ効率的に文書管理を行うよう努めていますが、再度、この法律の目的を達成するために、文書管理の徹底を図り、公文書等の適正な管理、保存に努めていきたいと考えております。

なお、議員お述べの公文書の電子化につきましては、住民共有の知的財産や住民が利用しやすいものとして、有益なものであるとは考えておりますが、それに伴う事務手続、また、導入した場合の費用等がどのぐらいかかるのか等について、他の市町村の取り組みについて、調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

この1点目につきましては、適正な公文書管理につきましては、今、担当課長が御答弁いただきましたように、公文書の電子化については有益であるという御理解をいただいたということは、まず一つ、理解していただいたなというふうに思います。この件につきましては、今後、安全に住民共有の知的財産、また住民が主体的に利用し得るものでございますので、電子化導入された市町村を調査研究するということでございましたんで、市町村を研究していただきまして、この件については、いつの定例議会になるかわかりませんけども、また再度一般質問させていただきます。よろしく調査研究をお願いいたします。議長、この件はこれで結構です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、2点目の平群町災害時の避難対策計画についてということで御答 弁させていただきます。

まず、1点目の避難所の受け入れ及び運営は万全かについてですが、8月7日の台風5号につきましては、事前に大型台風で近畿地方を直撃する予測が出ており、当日の午前8時47分の大雨暴風警報発令に伴い、午前10時に第1

回目の対策会議を開催し、今後の経路や対策について協議を行いました。また、避難体制につきましても、町指定避難所14カ所のうち、自主避難所として平群北小学校、中央公民館、総合スポーツセンター、平群南小学校の4カ所の開設を予定をしました。自主避難所の開設につきましては、午後1時に開催した第2回対策会議において、午後2時の開設を決定し、防災行政無線や登録制メール、緊急速報メールにて住民の方への周知を行いました。また、開設に伴い、自主避難所へは避難所開設用品を持った職員が2名ずつ派遣をしまして、避難所への開錠や、施設への安全確認、避難者が受け入れのスムーズに確保等を行い、避難者受け入れの準備を進めておりました。

今回、台風 5 号による避難所 4 カ所のうち、3 名の方が避難をされて、避難所において、受け入れ時における対応や避難スペース、施設管理、運営面において避難された方々に御迷惑をおかけをいたしました。避難者からいただいた御意見を今後十分に取り入れさせていただき、平常より避難者主体となる運営、環境を整えていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。また、対策本部においても今後周知徹底してまいりたいと考えております。

次、2点目の町指定の避難所の再点検をということについてでございます。 本町の指定避難所の14カ所のうち、備蓄品を分散備蓄として備えていない避 難所につきましては、かしのき荘、中央公民館、人権交流センター、旧南保育 園、椿井の公民館の5カ所があります。今後につきましては、できるだけ全て の避難所に備蓄品を分散備蓄できるよう、備蓄品の確保や保管場所の検討、施 設の安全性を含め、再点検に努めてまいりたいと考えておりますので、よろし くお願いをいたします。

○議長

馬本君。

〇 1 2 番

今回、自主避難された高齢者の一部の方が避難所の対応に対して期待をされておりましたが、それでもって自主避難されましたが、町の受け入れ、運営に非常に不安があったということでございました。今、瓜生課長のほうから反省の弁をいただきましたので、今後は避難者が心身とも安心できるよう、受けれ入れ運営体制の充実をよろしくお願いを申し上げます。

2点目につきましては、町の指定という避難所でございますので、施設として、安全性を確保してなければならないというございました。また、5カ所についての備蓄倉庫を不備ということで点検するということでございますので、早急に点検をお願いしたいと、この件はこれで結構でございます。よろしくお

願いをいたします。結構です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

3点目の町内の建設業者の育成をということで御答弁をさせていただきます。

平成29年3月議会におきまして、町発注建設工事における地元業者育成についての一般質問をいただき、地元業者育成や大規模災害等があった場合などの点から、平群町内の建設業者育成について、建設工事の発注基準や格付基準について、奈良県他市町村の状況や町の発注基準も見ながら検討したいと説明をしました。

平成28年5月から、一定の競争性を確保しながら土木工事等において本店要件を設定されている生駒市に聞き取りを行い、その取り組みについても参考にしながら検討を重ね、奈良県下の近隣の市町村の状況や町の発注状況も見ながら、平群町内の建設業の育成について検証を行いました。また、役場内の業者選定委員会の委員、これは格付委員会の委員も兼ねておりますけども、各工事発注担当課の意見等も参考にしながら、平群町内の地元業者の対応について検討を行ってまいりました。その結果、平成30年6月ごろになるかと存じますけども、来年の格付時期から、建設工事における格付業務、土木工事、建築工事、舗装工事、水道工事においては本店要件を設定し、一定の競争性も確保しながら対応したいと考えております。

また、建設業法施行令の改正等も踏まえまして、土木工事における発注基準の見直しについてもあわせて検討し、地元業者の育成を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

質問させていただいてから6カ月間、短期間に業者選定並びに格付委員会で協議され、現在検討中との答弁でございますが、町内外の各業者は来年の2月に指名願いを申請するわけであります。建設工事等の入札基準の改正を年内に決定し、周知して、各業者周知しなければならないわけなんでございますが、入札基準の決定はいつごろされる予定でございますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

一応10月中には要綱の改正も含めまして、各業者にも周知徹底してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長

馬本君。

〇 1 2 番

本店要件とかそれとか一定の入札基準の改正を審議していただいて、10月ごろに決定するということでございますので、地元業者育成を図っていきたいということもあるし、緊急時に地元業者にすぐ御協力を願わなければならないという大きな要因もあるということで、御理解をしていただいたということで、よろしく10月中に決定をしていただきますようにお願いをいたします。この件はこれで結構です。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

それでは、馬本議員4点目の自己水を廃止し、県水100%編入へについて 3点の御質問をいただいております。順次答弁をいたします。

1点目のハード、ソフトの進捗状況と見通しについてですが、予定通り来月 10月1日から平群町各浄水場機能を廃止しまして、全量県水へ転換いたしま す。しかし、これについては、事前に特別な工事等は必要ございません。浄水 場内で切りかえをするということで、県水に転換可能となります。

なお、これとは別に、現在は若葉台の中央受水池 P C タンクだけで県水を受水しておりましたが、不要となります梨本浄水場用地を利用しまして、この場所に第2受水地点を建設して、県営水道管から直接接続をいたします。これによって、老朽化の著しい三里配水池 P C タンクの更新工事が不要となり、将来の投資的経費を大幅に削減することができるとともに、2カ所の県水受水地点へのリスク分散が可能となります。これについては、昨年の全員協議会で説明させていただいたとおりでございます。

この第2受水地点の建設スケジュールにつきましては、現在、奈良県水道局において、梨本浄水場入り口付近の県営水道管から分岐をいたしまして、平群バイパスまでの区間約750メートルの送水管の測量及び詳細設計が実施されております。平群町においては、11月中旬より梨本浄水場設備撤去工事と仮設配管工事を実施する予定であります。

今後の予定では、平成30年度に奈良県水道局において、現在の県営水道管から梨本浄水場までの間、約150メートルの送水管築造工事及び梨本浄水場内の流量計並びに減圧弁設置工事を実施いたします。

また、平群町においては、奈良県水道局からの受託工事として、梨本浄水場から国道バイパスまでの送水管約600メートルの築造工事を実施いたします。ただし、この県送水管と町の配水管を接続する部分的な工事につきましては、町負担の接続工事となります。

平成31年度では菊美台の第1受水池系統の水道管と梨本第2受水池系統の水道管を結ぶ約1,100メートルの連絡幹線について、測量設計業務委託を 実施し、平成32年度に連絡幹線工事を実施する予定でございます。

次に、2点目の解体撤去費執行の手法についてですが、藤代池解体撤去の工事については、農業用ため池でもあり、議員御指摘のとおり予期せぬ費用が発生しないよう、今後は水利権者、地権者との協議の中で、どのような形で進めるのが一番両者にとって好ましいのかを模索しながら進めてまいります。その際、今年度予算で計上しております工事請負費なんですが、解体撤去費用について、場合によっては予算の組み替え等、これは例えば、補償費だとか負担金だとか委託料ですね、そういったものへの予算の組み替え等が必要になりましたら、議会に説明させていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。

次に、3点目の解体費予算計上年度と残地処分の見通しについてですが、平成30年度において、椣原浄水場内へ配管されております中央受水池系統の送水管撤去及び接続工事を実施いたします。これにより、椣原浄水場内の浄水設備、配水設備の解体撤去が可能となりますが、解体工事については多額の費用を要しますので、今後、水道事業の財政状況を見ながら進めていきたいと考えております。なお、解体後の残地処分については、公売による売却が適当とかと考えております。また、西宮浄水場については、町道への接道距離が長く、土地としての利便性が悪いため、いましばらく時間をいただきまして、今後の利活用については検討してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

担当課の島野課長、10月1日から県水100%編入されるわけでございますが、今までの努力、非常に御苦労さんでございました。感謝を申し上げます。また、今後この整備についても、またより一層の御努力をお願いしたいなというふうに思います。

それで、基本的に梨本第2受水池が更新でけて、それが稼働すんのは平成3

1年度に稼働するよということで、そこまでは現在の中央受水池から梨本浄水場を中継し、三里のタンクを利用しながら東側の地域、三里とか平等寺とかそういうとこへ今までのとおり稼働していくと。そこまで三里のタンクは使いますよということで理解よろしいですか。

次、2点目も聞きます。続けてね。ほいで、2点目についても藤代池の取水 塔の解体の関係ですねけど、先ほど言いましたように、僕自身は、やっぱり今 まで長い間、水利権を認可していただいた水利組合さんに対しては非常に感謝 をしております。自己水、今までずっと。自己水にとっては一番大きい自己水 用地でございましたんでね。その点について、例えば、水利組合が組合で解体 しますよともなれば、例えばですよ、予定価格の最低限度価格等の対応も考え られますのでね、いろんなことを想定しながら、今後、きょうは角度から協議 をしていただきたいなということは、これは要望として言っておきます。

そこで、3点目について、3カ所の浄水場の跡地でございますが、今、聞きますと、最終的には、公営企業の水道としては財産残る、残らない、これ、解体、どのぐらいかかるかまだわかりませんけども、椣原浄水場、これが公売にかけますよと。3カ所ある中でね。これしか資産、浄水場の跡地処分はできませんよということ、おっしゃったわけやけど、そういうあとはもう。今までの浄水場はいろいろ経費かかりますしね。解体費用もかかるし。まあひとつ、一日も早くその椣原の浄水場ね、やっぱり一日も早く解体し、あっこきれいに整備してほしいなというふうに思います。西宮については、ちょっといろんな今後の利活用はまた考えられるということで、よろしくお願いしたいなと。梨本については今、第2県水の受水地になりますので、それはそれで水道事業として使われるということでございますので、それは認識をいたしましたんで、1点目、そういう形の旧の施設を使いながら第2県水の受水池を整備をするということで、認識でよろしいですか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

ただいまの再質問ですが、議員お見込みのとおり、梨本浄水場に県営水道の管から分岐した管をそこで直接接続する、この工事が完了するまでは、従来通り、中央受水池から梨本へ水を自然流下で送って、梨本から三里のPCタンクへポンプアップするという今の系統をそのまま使いながら、梨本の解体工事だとか接続工事を実施していくということでございます。

それから、藤代池の解体についてなんですが、取水塔の解体には一定、今年 度2,800万という予算をとっておりますが、議員お述べのように、解体工 事、平群町で発注する場合についても、予定価格と最低制限価格というのがございますから、例えば、水利組合さんに解体工事を委託するとか、あるいはその費用を負担金でお支払いするとか、あるいは補償費で払うとか、こういったことに仮になったとしましても、工事請負費の最低制限価格を上回らないというのを目安にしてですね、執行を考えていきたいと考えております。

それと、椣原の浄水場設備の解体を早くして、更地にして処分をという話でございますが、できるだけ私たちとしてもですね、そのように考えております。うまく売却等できましたら、解体費用に近いような金額で売却ができればというふうにも思っておりますが、これについても財産処分のことでもありますし、また議会とも御相談させていただいた上で、また説明させていただいた上でしたいと思います。できるだけ早くということですので、そのつもりでやっていきたいと思います。

以上です。

○議長

馬本君。

〇 1 2 番

この件については、これで結構です。次、よろしくお願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、馬本議員の大きな5点目でございます。公有財産の不動産管理に ついて御答弁申し上げます。

公有財産等の不動産管理につきましては、本町では平成22年から23年に 国の緊急雇用対策事業によりまして、補助金を活用し、これまで紙台帳での管理であった財産台帳を登記簿や税務情報などを1筆1筆名寄せした上で、公有財産管理台帳としてシステム化をしてまいりました。また、平成27年度からは、この公有財産管理台帳を新地方公会計に対応した資産管理として貸借対照表といった財務諸表に必要になる固定資産台帳として金額情報を付記し、整備をしているところでございます。

まず、1点目の御質問でございます。5年以上保有しております未利用地の総保有面積並びに行政財産及び普通財産の面積についてでございます。現在、平群町が保有する土地の総面積は固定資産台帳の上でございますが、土地についての面積ということで、道路などのインフラ資産を加えたものとなっております。総面積といたしまして147万1,454平米、うち行政財産といたしましては、126万3,600平米でございます。全体といたしまして85.

9%となってございます。うち普通財産につきましては、20万7,853平 米でございます。率といたしましては、14.1%の率となってございます。

また、道路等のインフラ資産を除いたもので、各年度の決算書に「財産に関する調書」で報告させていただいております数値でございますが、総面積といたしまして68万9,948平米。うち行政財産でございますが、48万6,276平米、全体で申し上げましたら70.5%のウエートとなってございます。うち普通財産でございますが、20万3,672平米、29.5%でございます。財産区分上、普通財産につきましては、自治会集会所用地や緑地などが大半でございますが、現在公売を実施しております物件を含めまして、15筆6,076平米が未利用地、遊休地として把握をしております。いずれも取得5年以上の土地ということになってございます。

次に、2点目の御質問であります普通財産の処分状況でございます。これまで財産の売却については、行政財産であれば普通財産に管理区分を変更した上で、公売や個別売買により、処分をしてまいりました。ここ数年の処分実績でございます。平成24年度に中央保育園用地を処分いたしました。同じく24年度に同和対策事業用地として2筆を売却をいたしました。25年度でございますが、同和対策事業用地を1筆を処分。26年度でございますが、公社用地1筆と同和対策事業用地2筆を処分いたしました。27年度でございますが、公社用地を1筆を処分いたしました。27年度でございますが、公社用地を1筆を処分いたしました。これが24年から27年度までの普通財産の処分の実績でございます。

なお、土地開発公社の解散によりまして移管を受けました土地で処分したものは、公社保有時に既に特定土地として先行取得用地から区分変更をしたものでございます。

3点目の御質問でございます。現在、行政財産と位置づけながらも取得目的が達成されず、未使用の用地が多く存在している点でございます。特に、議員御指摘の土地開発公社において先行買収し、町に移管をされました事業用地、同和対策事業用地、環境改善事業用地、公園墓地用地、都市計画道路用地についてではございますが、それぞれ担当課におきまして事業化や利活用などの検討を行っておりますが、全ての事業用地の利活用計画の策定には今現在も至っておりません。その理由といたしましては、公社から引き継いだ土地の多くは市街化調整区域の土地や地籍等が混乱しているものなど、売却や利活用のしがたい土地が多分にあるため、個々、個別での対応となっているのが今現在の現状でございます。

未利用地の処分につきましては、これまで同様個別の対応を進める中で、事業用地としての予定がなく、地籍の混乱等が解消できた土地から随時、インタ

ーネット公売等によりまして売却を実施していく方針でございます。引き続き 整理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

4点目の不動産管理の専従職員として再任用職員を活用してはどうかという 御提案でございます。

現在の職員配置につきましては、当然のことながら、再任用職員も1人の戦力として配置をしております。専従職員として新たに配置することになりますと、現在再任用の方を配置しておりますポストを埋めなければならないというようなことが発生するわけでございます。

いずれにいたしましても、議員がお述べのとおり、再任用職員の方々は長年培ってきた能力、実績もあります。現在も役場職員として在籍しておられるわけですので、この力をお借りしながらいきたいと考えておりますので、同時に議員の提案をいただきましたことを念頭に置きながら、今後の人事も進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

基本的に普通財産15筆6,076平米、1,838坪が今、普通財産とあって、公売予定でいけますよという認識で、まず、よろしいかな。その認識ならば、今後の公売予定はどうされようとしとるか、それについてお聞きします。

2点目の行政財産、普通財産の変更、これについては、個人とか不動産業とか処分されて、個々に処分されてるという実績を報告していただきましたんで、これについては、これで実績報告だけで結構でございます。

3点目でございますが、全ての事業用地の利活用計画が策定はされていないと。その理由として市街化調整区域とか地籍がいろいろ混乱地があるとかいうことをおっしゃいましたけど、そしたら、その管理。管理はたしか、事業地は担当課でその管理をしてると。利活用の検討とかいう御答弁、今もらわれへんかったな。実質、例えば、事業担当課で利活用を検討しておるという御答弁いただきましたけども、実質上は、事業担当課は雑草除去などの管理ということだけでそれが実情じゃないかなというふうに思います。

要は、利活用されていない行政財産は何と15万坪あんねん。15万坪。坪数で言うたらな。そういうことよな。行政財産で利活用されていない。すごい

ですよ、これ。15万坪ですよ。そら、調整区域もあればいろんなとこあると思うんやけど、そこで、改めて聞きますけどもね、そやから、市街化調整区域とか今、地籍混乱地域とか、そやから、何にも手つけられへんでて。それ以外に個々にこの土地、道路用地のこの土地売ってください、あの近くに入ってる、個人に入ってる土地売ってくださいとかいろんな関係で、あったとこに対して個別にやりますよってそんな感じでええのかいなというふうに思うんやけどね。

でね、こういうことを僕言いたいねん。財政難の平群町においてね、町は自主財源確保に鋭意努力していきますと、議会で常に答弁されてるけどね、これは行政答弁を疑問視せざるを得やんよ。これ、民間やったら15万坪おいとってね、そのかわり、草刈るの、ただ違いますよ。雑草除去。役場の職員行ってくれはったら、皆、給料入ってるんですよ、それ。そらまた、ほかの方に委託しても皆、給料入ってんです。

これを僕は、今、4番目に言うたのは、今までの再任用で今来ておられる方々は、今までのいろんな事業に絡んで、実績も、どこにある所在地も皆、理由もある程度知ってはるから、その方を専従にされたらどうですかという質問もさせてもうてんねけど、1番は先ほど言うた公売予定と。2番、3番目、これやからどれにしょうと思うてはりまんねん。15万坪、今後どねしょうと思うてはりまんねん。

それと、4番目やね。4番目、再任用の方、専従では非常にどっかポストあいてしまうとか、いろいろ埋めなければならないっつう理由があるんやけど、それやったら一つの提案させていただきますけども、例えば、ある課に専従職員さん、おいでになったら、その課で業務をしていただく。その業務もそこの課が持ってるのですよ。持っていただいてる、そういう行政財産の15万坪の処分をどうするかというのをやっていただくというふうにね。

これはね、僕はその辺の人事についてはね、やっぱり総務防災課長と政策推進課長がね、そういう人事配置をされることが一番ベターちゃうかなと。何でなと、総務防災課長、あのな、政策推進課長は公有財産管理台帳お持ちでしょう。財産管理は政策推進課やね。そやから、そういう人事の配分も考えられたらいいんちゃうかなと。中の中でやってもらうちゅうことですよ。今、例えば、再任用にいてはったとこの課で、例えばどこと言いませんで、その課でこの行政財産を処分しゃんなあかん、交通整理、整理をしゃんなあかんという。あとは、やっていただくこともしょうと思ったらできるでしょう。穴開かないでしょう。いうこともひとつ御検討ください。

それより一番大事なん。3番目、15万坪どないすんの。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、馬本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の未利用地の今後の公売予定というところでございます。これにつきましては、かなりの筆数の土地ございますが、なかなか売却までというのも少しハードルの高いところでございますので、今年度につきましては、29年度の予算審議のときにも御説明申し上げましたが、若葉台に町有地がございます。旧ゲートボール場と言われてたとこでございますが、そこの売却を含めて今年度予算化はしておるところでございます。

あとの物件につきましては、先ほどの答弁のとおり、随時、個々、個別の対応で売却なりできるところが整いました段階で順次売却に付していきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、2点目でございますが、いわゆる行政財産15万坪、48万6,00平米の今後の利用というところでございます。正直申し上げまして、これ、非常に私どもも頭の痛い話でございます。それぞれ用地を当初その事業計画を立て、土地を買収をさせていただきました。その後、事業の変更であるとか、事業の執行に伴いまして、いわゆる残地的なものも発生しておるというのも事実でございます。そういったものを含めて今後どうしていくかっていうのは非常に大きな課題で、我々以上に、それぞれ担当課の方でも頭を悩ましておるようなところではないかなというふうに思っております。

最終的には、町の財産でございますので、適正な管理をしながら、一つは、計画を立てて、事業化を進めていくということ、計画が立たないものについては、売却をしていくことが一番やっていくべきことではあるというふうにはまず認識をしております。ただ、先ほど申し上げましたように、非常にそれぞれ個々の事情というのもございます。計画等につきましても、なかなか今の時点で終わってるもの、また休眠しているもの、さまざまな事業の計画というのもございますので、その辺はちょっと、いろいろな状況を把握しながら進めてまいるというふうなところで対応してまいりたいと考えております。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

4点目の再任用職員が配属されている課でもし万が一公有財産の整理を行う 業務が発生した場合に、その再任用職員の仕事は可能なんかということなんで すけども、もちろん、その課での仕事になりますので、そこの課の判断によっ ては可能だと考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

1点目はそれはそれで。ほんで、この間、決算委員会でも僕、言うたように、 1回公売出して、そのお金が、それは応募者じゃなしに落札者がいてはれへん かった場合はね、要するにこの間言うたように、違った鑑定士さんに、その鑑 定原本はあるんやから、それに対して、また違った角度持ってはると思う場合 もあるよ。意見書みたいのを添えてもうてね、そこで価格の調整。見方によっ て違うと思いますよ。私もそれ、専門職違いますのでね。そういう手法も用い ながら、やっぱり普通財産やったら普通財産処分していかな。決めた以上はね、 せねばならないと思います。

そこで、これ、担当者の課長に言うて、そこまで、もうそれ以上言われへんと思うけど、そら僕かって、これ、頭の痛い仕事と思います。そこで町長、財政厳しい、自主財源ない。大変。これ、金額、15万坪幾らになるか知りませんよ。そら、どれだけの土地があって、どうってことを見てないんやから。けれども、見ようと思ったらシステム化もう22年、23年でやってんねや。ということは、システム化やってから今まで、それの交通整理をしてきていなかった。しやすいやつだけして、これ、全然しにくいやつばっかり残してはんのかいな。どっちやろう。それは何のためにシステム化したんやろな。何のために、そこら辺も計算していかなな、やっぱり。町長、これ、どうします。今後、鋭意努力しますって担当課長言うてくれはってんけど、言葉ではあかん。もうそんなん、15万坪や。そこら辺どうですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

馬本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回、ちょっと答弁の中で申し上げました、いわゆる固定資産台帳の管理でございます。補助メニューも使いながら一定の管理を行ったところでございます。その管理をさせていただいた内容といいますか、どういうふうな今、位置づけになってるかということなんですけども、それぞれの土地につきまして、地番であるとか、面積であるとか、どういうふうな評価、金額であるとかいうふうな基本的な情報を全部取りまとめたっていうことと、あと、当然どの場所にどの土地があるのかということで、ちょっと簡単な地図で落とし込めるよう

なシステム化をしておるようなところでございます。それで、一定の不動産の管理という部分での台帳整備ということで、対応させていただいたのが、この固定資産台帳の整備でございます。今の状況では現状の把握ができておるというふうな段階でございます。今後は、先ほど御答弁申し上げましたように、今後、今、管理をしておる、台帳上押さえておる土地を、今度どのように利活用していくかというのは、管理台帳ではなかなかそこまでの答え、出てまいりませんので、そこは、それぞれ今までの事業の経過がございますので、行政財産いうことも含めて、担当課のほうで一定の計画立てみたいなものを進めながら、この土地について処分を行っていくというのが本意ではないかというふうには考えております。ただ、ちょっと繰り返しの答弁になって申しわけございませんが、まだそこまでの計画なり、事業の計画が立っていないというのが現状でございます。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

大事やけよう聞いててや。利活用されていない行政財産やで。利活用されてない普通財産ちゃうで。行政財産が48万6,276平米、約15万坪を保有。利活用を処分するか、整理、努力していきますて、あんた答弁言うてん。普通財産やったらかまへん。何かの目的を持って買うた。で、それ、今、何言うた。不動産の管理について現状を把握するため、22年、23年にやったと。ほな7年間何もしてけえへんかったってことになるやん。ということは、先ほど言わはった事業用地の利活用計画の策定は、でけていないということはしてないやん。7年間。僕がここでこの件について質問したから、ああ、えらいこと言われたなと思うたんか知らんけども、これ、住民の財産やで。15万坪いうたら大きいで、これ。それも普通財産て言わへんで。行政財産として今、位置づけされてる土地やで、これ。

それは、今言うたように、それには、僕、今、先ほど4番目で言うたように、 再任用の職員さん、対応したらどうですかとこう言うてるわけやん。今までの 事業の流れとかな、全部把握してはると思う。再任用さんなら30年、40年、 お勤めになった職員さんやで。ほなどうですかと、こう言うて。っていうのは 手ないからと思うてね。そしたら、なかなか一つポストあいたら、埋めやんな んし大変でんねんとこう言うわけや。ほな、これ、どないせえって言うの。ほ っとくの。

ということで、すぐにこないしますっていう答弁できる。いや、僕ね、1, 000坪、2,000坪やったらかまへんねん。15万坪って、これ、住民聞 いたらどうやろう。それ、公債費で払うてんねんで。勘違いしたらあかんで。 開発公社かって、第三セクターか。あの 6 次、何かいうやつやったやろ、あれ、 処分。あれ、平成 2 5 年かたしかそこら辺でやったな。たしかそやったな。あ れ、皆、公債費で払うとるやんか。何年か据え置きの。 2 年か 3 年据え置きの な。ちゃうの。ほんで借金、その開発公社のとこ買うた後を、全部住民の血税 で払うんてんでしょ、あの公債費で。公債費で土地 1 5 万坪、行政財産で買う た 1 5 万坪、置いてきまんねん。わかりませんで、どないだか。いや、借金だ け返しまんねん。納得しませんで。民間やったら大変ですよ、これ。

まず、この土地は処分できるか。行政財産とて、もう普通財産に落とすべきなのかね。そういう交通整理がちゃんとしやなあかんのんちゃうの。あとは、調整区域、市街化区域、別の話やで、これ。まず、行政財産ということは目的を持って買うたんねん。そやろ。開発公社先行取得しはった土地やろ。開発公社ってのは。たしか、昭和48年の公有地拡大法か何かいう法律できたときのでけたん、開発公社ちゃうのん。そやろ。平群、昭和49年に設立したんかな。何か開発公社。そういう記憶してんねんけど。そやから、そんな事業は、今、大浦君、正直言うよ。大浦君、課長としてできる。でけへんやろ、今。瓜生君できる。ほかの担当者の課長、できる。建設課の課長。業務ある、今、管理してる、事業化のとこは事業化のとこで管理してもうてるっていうねん。ほんで、事業化に向けて検討してもうてるて。うそやけどな。検討してへん。草刈りの維持管理してるだけや。管理、皆、大概そうと思いまっせ。生活環境課もあると思うし。どうですか。ほんで、それを抜本的に町長、どないします。こんな議会で言うた以上、ほっときませんで。借金は払うてまんねんで。そこら辺どうでっか。すぐ答弁でけませんか。

○議長

町長。

〇町 長

御指摘いただいておりますこの48万6,000平米余りの行政財産につきましては、一定行政財産ということになっておりますけども、それの利活用につきまして、定まったものが現実ないというのが現実でございます。おっしゃるとおり、町民の皆さんの財産でございますので、これを基本的には利活用していくべき土地であろうかと思っておりますが、それが経年によりまして随分と事情も変わっておることと思いますので、今後におきまして、この利活用につきまして、行政財産として活用できるものなのか。あるいは、いや、もうこれは行政財産として活用するのは無理なのかも含めまして、一定めどをつけていくことが非常に大切であろうかと思っております。

そういうことからいたしまして、議員御提案の再任用職員の活用も含めまして、この行政財産あるいはまた普通財産も20万平米ございますので、これも含めまして、どういうふうにしていくかということにつきまして、今後改めて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長

馬本君。

○12番

町長、よう言うたら塩漬けって言いまんねん、これ。塩漬け。僕、5年以上のやつ、開いてるからな、これ。基本的にはな。そやろ。そやから、まあ塩漬け、これはよろしいんで、町長、今、言わはった、めどつけていく、再任用についても活用していこうと思うてると。よっしゃ、わかった。そこで、聞くで。どこが軸になりますのん。政策推進課が軸になって、各原課の方が皆整理されるんですか。そのシステム教えて。そうしとかんな、私とこ違う、僕とこ違うって、押しつけなるから、政策推進課が軸となってね、大浦君、聞いててね、例えば、いろんな課、事業化するために買うてある課、あるわな、持ってはる課な。その課がこれは普通財産に落とす、これは行政財産もな、いつ使いますとかいうやつを各課に出してもうて、大浦君とこでまとめるんですか。そういうシステムですか、町長。めどつけるって言うたんやから、そのぐらいは言うてほしいねん。

○議長

2時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時39分)

再 開 (午後 2時50分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

はい、町長。

〇町 長

貴重なお時間いただきましてありがとうございます。公有財産の総括的な管理につきましては、政策推進課でとり行ってまいります。そしてまた、個別の事業用地、行政財産の利活用につきましては、各担当課で事業計画あるいは処

分の立案を行うように指示をしてまいりたいとこういうふうに思っております。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

それでしていただいて、えらいもう各課の課長、並びに総括していただく大浦政策推進課長、御迷惑かけますけども、ひとつよろしくお願いいたします。 そして、再任用の臨時職員についても一定の御理解もいただきましたんで、そこはよう考えていただいて、再任用の今まで培ってこられた職員さんの知識、能力をやっぱり発揮していただく場に雇用していただきますようにお願いをいたします。この件についてはこれで結構でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

6点目の公共交通空白地解消へのという答弁の前に、申しわけございません。 私、先ほど3点目の町内業者の育成をというところで、10月中に「要綱」を と申しましたけど、「要領」の間違いでございますので、訂正させていただきた いと思いますので、よろしくお願いします。申しわけございません。「要綱」を 「要領」ということで。すみません。

それでは、6点目の公共交通空白地への解消へということで御答弁させていただきます。

まず、1点目の利用者減少の分析と対策についてですが、議員御指摘のとおり、平成29年4月から7月までのコミュニティバス利用者数は前年度と比較をしまして、南ルートで430人、南北循環ルートで377人、西山間ルートで690人のそれぞれ減少となっております。4月から7月まででございます。利用者の減少の要因の一つといたしまして、コミュニティバスが地域におけるスクールバスとして利用されておりますが、昨年に比べまして、南ルートでは、子どもが9人程度利用されていたのが2人程度になっております。また、西山間ルートでは、子どもの利用が20人程度利用されておりましたが、15人程度に減っております。コミュニティバスを利用していない子どもたちにつきましては、保護者の方が交代で送迎を行っていただいているという状況でございます。

また、利用状況といたしまして、南ルートではほとんどの停留所におきましては、横ばいもしくは微減となり、南北循環ルートでは、前年度より698人の増加がありましたが、その後横ばい、もしくは微減となり、西山間ルートに

おきましては、減少傾向が続いております。

利用促進対策といたしまして、9月広報において、町内での買い物や公共施設へのアクセスなどを記載したコミュニティバスの利用案内を各戸に広報と一緒に配付をさせていただきました。また、利用者の声を聞かせていただくことを目的にかしのき荘とコミュニティバス車内で8月末から9月下旬においてアンケート調査も行っております。

次、2点目のデマンド導入についての協議でありますが、第1回目の公共交通会議を6月29日に開催をいたしました。平成28年度の事業報告及びコミュニティバスの運行につきまして協議を行っていただき、今後の公共交通につきましても検討していただくようお願いをしております。また、同時に関係機関との協議や調整、アンケート結果の分析を進めるとともに運行に関してのバス業者との協議も行う予定をしております。

今後の開催予定につきましては、今年度は合計 4 回の公共交通会議の開催を予定をしております。第 2 回の公共交通会議につきましては、9 月下旬から 1 0 月中旬ぐらいまでには開催をさせていただきまして、第 1 回地域公共交通会議でお願いをいたしましたコミュニティバスとデマンド交通との併用運行について意見をお聞きしたいと考えております。また、第 3 回地域公共交通会議と公共交通対策特別委員会につきましては、1 1 月下旬をめどにアンケート結果の報告、分析と平成 2 9 年 9 月までのコミュニティバスの実績、新たな公共交通案の提案をさせていただきたいと考えております。第 4 回の地域公共交通会議と公共交通対策特別委員会につきましては、年明け 2 月ごろに開催を検討をしております。新たな公共交通案の具体化並びに実施に向けた関係機関との最終調整を行うことを検討をしております。

最後になりますが、11月中旬にはコミュニティバス無料乗車日を2回、合計10日間の実施も予定をしております。

次に、3点目の平成28年度「コミバスでゆく秋の平群町」の実施目的と実績報告についてでございます。この事業はコミュニティバスの利用促進の一環として、平群町内の観光資源を活用し、平群町のコミュニティバスを町内外の方により多く知っていただくということを目的に実施をしております。また、平成28年度の実績報告といたしまして、11月7日月曜日に開催し、参加者49名、町内の方は39名、町外の方10名となっております。

内容につきましては、9時30分、近鉄東山駅に集合していただき、コミュニティバスで鳴川まで行き、千光寺まで徒歩で移動をしていただきました。千光寺では法話とボランティアガイドの説明を受け、その後、千光寺を出発し、コミュニティバスで道の駅まで移動をしていただき、昼食と買い物をしていた

だきました。午後からは徒歩で椿井城跡を訪れ、最後にコミュニティバスでかんぽの宿・大和平群まで移動していただきまして、アンケートを行い、16時 30分に解散をしていただきました。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

第1点目、利用者減の要因は子どもたちのスクールバスと利用されていますが、子どもの利用者減と代替として保護者が送迎されているということでございますが、まず、なぜ保護者が子どもたちを送迎するようになったのか、保護者の声をまず聞かれましたかな。それともう一つ、利用促進については、かしのき荘、コミバス社内のアンケート調査を8月、それから9月下旬まで行うということでございましたが、できましたら、できてなかったらできてないで結構なんですけど、中間的な報告がありましたら中間報告していただきたいなと思います。

次に、2番目のアンケート調査分析と、今度はバス会社と協議をされるということで、お答えをされましたけどね、どのような協議内容かを教えていただきたい。

それと、今度、9月の下旬に第2回、地域公共交通会議が開催、9月の下旬か10月中旬にされるという御予定をされて御答弁をいただきましたが、今度は11月下旬に、もう飛ばしまして新たな案を提案していきたいということは、デマンドタクシー導入をしていただくというような認識を持ってええのかな。というのは、ここで聞きたかった、コミバスとデマンド交通の併用運行について意見をお聞きしたいということを今、御答弁いただきましたけど、コミバスの事業主は誰ですかって。併用運行案は地域公共交通に行政が提案するのが本意ではないですかと。それと、もう時間がない。その委員さんの声を聞いてどないするんやということならばね、11月下旬に一定にことを提案したいということを今おっしゃったんやから、これ、上半期の成績見て、町長は前の御答弁でおっしゃったことを、町長覚えてはるけども、「平成29年度は利用促進のPR活動を行う一方で上半期の評価基準結果を見て、次年度の事業継続やルート改正、またデマンド導入も含めて公共交通会議で議論していきたい」と御答弁をいただいてるわけなんですけども、その認識でまずよろしい。新たな提案、11月デマンド交通導入の認識でよろしいかどうかを御答弁願いたい。

そして、3番目の平群町の観光資源を活用したコミバスの町内外の方に知っていただく利用促進の一環として昨年の11月7日にされたと。調べたら49

人の参加者がおいでになったということでございました。このバスは月曜日ということは平日、平群町内の観光イベントとして利用できず、また49人もコミバスには乗車できないとなれば、1台、そのコミバス利用し、別にもう1台借り上げられたということになるわけでございますが、そうならば、町有バスを活用すべきではなかったのかなというふうにも思います。それと、平群町の観光資源を町内外に知っていただくならば、企画は総務防災課ではなく観光産業課ではないんかなというふうにも私は認識するわけでございますが、そこら辺の見解について御答弁願えますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず1点目のアンケートについての件でございます。保護者への聞き取りを 行ってるんかということでございます。現在、保護者への聞き取り調査はまだ 行っておりません。アンケートにつきましては今現在調査中です。9月下旬ぐ らいまでかかると思いますんで、よろしくお願いしたいと思います。

2点目の11月に案を出すのかということなんですけども、この9月下旬から10月下旬までにコミバスとデマンド交通の併用運行について意見をお聞きするということになってます。早急に、その意見も速やかに聞き取りまして、まとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

コミバス運転手とバス事業者の件なんですけど、運転手とかバス事業者につきましては、日ごろからいろんな角度からコミバス運転についての視点もありますんで、そういう角度から調査、聞き取りも行っていきたいと考えております。

それと、3点目の町バスの利用活用でございます。町バスの利用活用方法については、議員御指摘のとおり、本来ならばそういう関係につきましては、関係課とも協議を行って実施しなければならないものと考えておりますんで、今後もそういうふうな協議は当然行っていきたいと考えておりますんで、よろしくお願いします。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

1点目については、やっぱり送迎されてる保護者の意見、まず聞いてほしい ね。なぜコミバスを使わなくなったかということをね。まず聞いていただきま すように。もう返事は結構ですよ。

アンケートについては今アンケート調査中間報告いただけますかっつったら

アンケート調査9月の下旬までやるということやから、今は調査中においてできません。それはそれで結構なんです。ほな、またできたら、ひとつよろしくお願いしたいなと思います。

僕が今言うたのは、11月下旬に新たな案を提案させていただきたいという 御答弁をいただいたから、いただいてね、いただいたから、そのときにはデマンド交通についての一定の併用型は出るんですかと、そういうような御予定されてるんですかとこう聞いたわけなんですよ。それを改めて。僕が11月下旬と言うたのは課長から言わはった言葉ですねん。

その次ですね。バスの協議については、それはそれでね、今後、バス事業者 といろんな協議についてはまた、いろんな運行上の問題とかいろんな協議して いただいたら結構です。

3番目のこの件については、町バス、僕は利用すべきやなというふうに思いますよ。それと、やっぱり観光目当てならばね、ちょっと関係課と速やかに協議していただいて対応していただきたいなと思いますので、関係課と協議するという御答弁いただいたんやから、それはそれで結構なんですが、2番目の件についてだけ、ちょっと再度御答弁いただけますか。先ほどね、11月下旬に新たな提案をさせていただくとおっしゃったんやから、その提案はいろんなことを想定しながらおっしゃったんやから何を提案していただくかちょっと。いや、それはちょっと、今のさっきの答弁はミスですとか、いや、ちょっと勘違いしてましたんやったら、それは自由なんですよ。言うていただいたら。みんな人間間違いあるからね。じゃあ、そこら辺はどうですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

すみません。11月の件につきましては、まず9月下旬から10月の意見、コミバスとデマンド交通の併用運行についてという意見をお聞きします。それを早急にまたまとめまして、その御意見等も反映した形で、11月下旬の公共交通会議また特別委員会のほうにもお示しをしていきたいと考えております。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

それはわかってんねん。あえて、なぜ言うたかったらね、来年の4月1日に デマンド併用型でけんのか、ほんなら。来年3月になったら、もう予算。12 月になったら、もう予算組んでいかなあかんわな、基本的に。予算で、事業何 もわからんかったら予算組まれへんわな、通常。そやから、いや、ちょっとそ れ、来年3月にはちょっと、4月1日からそれはどうなるかわからへんけども、もしも、そっちの意見が多かったら、もしもですよ、想定の話でっせ、課長ね。想定の話。来年度の4月1日が併用型どうなるかわからへんからおくれますとかな。もしも、そういう意見が多かったらやで。それには方針決めないとな。けれどもね、町長はもう決めたはんねん。決めたはんねや。

何でさっきに言うたやろ、ここ。利用促進のPR、上半期の評価基準結果を見て、次年度の事業継続やルート変更、またデマンド導入も含めて公共交通会議で議論していきたい。何でって今度の予算、補助金ゼロやろ。町単事業になってますわな。その点も町長、皆、財政的なもんを考えておられると思う。それと評価基準というのも町長は尊重してはる。運行評価基準な、町長。これ、ありますな。要するに南ルート、南北循環ルート、年間1万8,200人。二つ合わせてね。たしか、西山間ルートは1万やな、最低需要基準はね。そうなってますね。これ、見たって、僕先ほど言うたって、6.7%の収支率でっせ、28年度は。県言うてんのは、こないだ言うたんは20%やろ。三郷町デマンドタクシー、収支率30%。私ら2桁以下なんや、これ。そやから、町長もそこら辺考えて、これ、おっしゃっていただいたというふうに認識してますんで、そこら辺は、今後。

そしたらね、わかりました。11月下旬で特別委員会並びに地域公共交通会議にね、もしも、デマンド交通導入、併用型するんやったら、スケジュール表も一定に事業のスケジュールやな、工程やな。いつから入れていつからやってとそういう工程もひとつ。それの要望だけ。議員として要望しときます。一議員として、その点、もしも、そこら辺も。そうせなんだら、このまま行ったら基準はアウトになるんやからな、町長。廃止になんねで。1万8,200、基準切ったら。この間までは4年か5年か、補助金2分の1とか全額とかいただいたのね。もう今回、もう地方創生もあかんしね。そういうことやろ。そやから、もう一般財源になるから、そこら辺も見据えながら。

そこら辺のもしも、そこで、この11月下旬には、もしもそういうこと入れられへんておっしゃったら、12月の一般質問の議会にね、私、また聞きますんでね。どこまででけたんやって。俺、結果表も皆できるからね。分析も。きょう、返事はそら、でけへんやろ。できる。まだできないやろ。意見聞いてからっつうことやからな。また12月に改めて聞きますんで。このままで行ったら、恐らく来年の4月1日は併用型は無理やで。と思いまっせ。いろんな入札もいろいろしゃんなあかんと思いまっせ。プロポーザル方式になるかどうか知りまへんで。タクシー会社。もしも入れようとなればね。けれども、デマンド交通は。廃止になんねんで、町長。ルートによって廃止やで。あなたが決めた

運行基準やで。私ら決めてないよ。ということも改めて注意を喚起しながら。 喚起ってそんな言葉はおかしいけども、また12月議会にこの件について、分 析表とかいろんなことを勉強させていただきまして、また公共交通のデマンド タクシー導入に向けての一般質問を努力したいと思います。

今回は議長、ありがとうございました。一般質問、これをもって終わります。 ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、あ す改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。あすは午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 3時11分)